

## 平成30年6月天栄村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告並びに例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	11
服部 晃 君	11
大須賀 溪 仁 君	34
熊 田 喜 八 君	43
散会の宣告	56

### 第 2 号 (6月8日)

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	57
職務のため出席した者の職氏名	58
開議の宣告	59
議事日程の報告	59
報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	60

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
陳情審査報告	8 0
閉会中継続審査申出	8 2
日程の追加	8 5
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
閉会の宣告	8 6

6 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 平成30年6月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

平成30年6月6日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
          例月出納検査の結果  
日程第 4 陳情の付託  
日程第 5 村長行政報告  
日程第 6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北   畠	正   君	2番	円   谷	要   君
3番	大須賀   溪	仁   君	4番	服   部	晃   君
5番	小   山	克   彦   君	6番	揚   妻	一   男   君
7番	渡   部	勉   君	8番	熊   田	喜   八   君
9番	後   藤	修   君	10番	廣   瀬	和   吉   君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村   長	添   田	勝   幸   君	副   村   長	森   茂   君
教  育  長	久   保	直   紀   君	参  事  兼 総 務 課 長	清  淨  精  司  君
企 画 政 策 課   長	北   畠	さ つ き  君	税 務 課 長	黒  澤  伸  一  君
住 民 福 祉 課   長	熊   田	典  子  君	参  事  兼 産 業 課 長	揚  妻  浩  之  君

建設課長	内	山	晴	路	君	会 管	理	計 者	森		廣	志	君
湯 支 所 本 長	星		裕	治	君	天 保	育 所	栄 長	兼	子	弘	幸	君
学 校 教 育 課 長	櫻	井	幸	治	君	生 涯	学 習	長	小	山	富	美	夫 君

---

職務のため出席した者の職氏名

参 議 事 務 局 長	伊	藤	栄	一		書 記	星		千	尋
書 記	大	須	賀	久	美					

---

### ◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成30年6月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成30年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより本会議を開会します。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会の説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

8番 熊 田 喜 八 君

9番 後 藤 修 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る5月30日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成30年6月天栄村議会定

例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月6日より11日までの6日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおり、本日より6月11日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの6日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告並びに例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告並びに例月出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました諸般の報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。なお、これにつきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、村長より平成30年6月定例議会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成30年天栄村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告2件、議案6件をご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、住民の生命財産を守る設備として、今年度購入を予定している小型動力ポンプ付積

載車購入事業につきましては、先般、入札を行ったところであり、本議会にご提案申し上げ、早期導入を図ってまいります。

次に、地方創生関係では、地方創生総合戦略のさらなる推進を図るため、庁内での戦略推進本部会議を行い、5月末に本年度第1回目となる有識者会議を開催いたしました。

この有識者会議では、5年間の戦略計画期間の折り返し時期を迎え、これまでの実績の検証と目標数値の改定を行ったところであり、今後とも各課が連携し、戦略の実行に努めてまいります。

移住定住関係では、今年度から新たに移住コーディネーターを雇用し、移住希望者と地域の方々をつなぎ、村の情報を発信するなどの業務を行っているところであります。

また、空き家バンク制度への登録者も徐々に増えており、移住希望者へのマッチングなども進めているところであります。

今後とも村内ツアーの実施や移住フェア、セミナーなどへの参加などを通じて、移住定住促進に力を注いでまいります。

また、本定例会において、移住定住関連の新たな取り組みとして、関係人口創出モデル事業の補正予算案を上程させていただいております。

これは、総務省のモデル事業に採択されたものであり、地域や地域の人々と多様にかかわる方々を「関係人口」と定義し、人口減少と高齢化が進む地域とのつながりを築くことで活力をよみがえらせ、外部との交流の入り口を増やすことを目的としているものであります。

事業の概要としましては、クラウドファンディングを活用した移住定住関連事業の寄附の募集や、その寄附者と、これまで村とつながりのある方々を対象とした「(仮称)天栄村民パスポート」の発行、さらには村内視察などを行い、村民の方々との交流等を行ってまいりたいと考えております。

次に、子どもたちの生き抜く力を育む環境整備や誰もが夢を持てる生涯学習社会を目指し、昨年より実施しております、こども未来応援事業が今年度もスタートしました。5月上旬に村内各小・中学校への応募依頼と村内へチラシを配布しており、この募集の締め切り後、順次、子ども達が描いたチャレンジを選考し、実施へ向け取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、国から示されている方針に沿って、今年度より返礼率の見直しを行うとともに、返礼品の種類を34品目から45品目へ増やしたところであります。これらの見直しに伴い、ふるさと納税のインターネットサイトとパンフレットのリニューアルを行いました。

今後は、寄附金の使い道の明確化や産品等のPRを行い、引き続き天栄村を応援していただけるよう努めてまいります。

次に、放射線に対する健康管理といたしまして、バッジ式積算線量計による外部被ばく測

定を例年同様に7月から2カ月間、また、ホールボディカウンター車による内部被ばく検査を7月24日から5日間実施する予定であります。

これらの検査結果につきましては、県の専門家による評価をいただいた上で、受検者の皆様にお知らせし、不安の解消に努めてまいります。

次に、健康づくり事業といたしましては、5月15日から20日までの6日間、住民総合健診を実施いたしましたところ、637名の村民の皆さまが受診されました。

検診後には、食生活改善推進員の手づくりによる「適塩牛乳みそ汁」を約350名の方に提供し、食生活改善の機会となるよう栄養士からのアドバイスや塩分測定器の貸し出しを行いました。

また、今年度につきましては、従来のがん検診、特定健診等のほか、人工透析の予備軍でもある糖尿病性腎症の早期発見を図る目的で、尿中微量アルブミン検査を追加して実施いたしました。

この検査は、血糖値が基準値を上回る高リスク者に実施したもので、該当した37名の方には、6月末に送付予定の健診結果に基づき、保健師や栄養士による生活改善指導を実施してまいります。

今後も、各種健診の結果から、村民一人ひとりへの保健指導や早期受診の勧奨に努め、医療費の抑制と健康寿命の延伸につないでまいります。

なお、住民総合健診の受診できなかった方につきましては、7月2日から開始する施設健診を医療機関で受診していただくよう勧奨しているところであります。

また、県の「ふくしま健民パスポート事業」と連携して実施しております、「健康チャレンジポイント事業」につきましては、各種健診の受診や日ごろのウォーキング等の運動をポイントにし、目標達成者には、「てんえい商品券」及び「ふくしま健民カード」を今年度も発行する計画であります。

本事業につきましては、5月末時点において既に230名の参加申し込みをいただいております。今後も参加者の拡大に努めるとともに、村民自らの健康づくりを積極的に支援してまいります。

次に、子育て支援関係では、3月19日に村生涯学習センターにおいて、多方面でご活躍されている菊地弁護士を講師に招いて、「子どもへの教え方 子どもに寄り添える心を育てる」という演題で子育て講演会を開催したところ、約150名の方が参加され、子供とのかかわり方について学ばれました。

また、今年度から新たに妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことを目的に、天栄村子育て世代包括支援センターを村健康保健センター内に開設し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまなことについて、いつでも相談できる体制を整えました。

現在、施設の改修工事に向け、準備を進めており、今後は当センターの周知を図り、多くの方々にご利用いただけるようセンターの充実を図ってまいります。

また、5月13日には、障害児を持つ親子を対象に、屋内スポーツ運動場「季楽里」において、「ぼかぼか教室」を開催いたしました。当日は、13組の親子が参加され、作業療法士の岡本宏二先生を中心に、リハビリテーション専門職養成の学生ボランティアの協力も得ながら、フットサルを通して楽しく汗を流したところであります。今後も、この事業を継続し、遊びを取り入れながら交流を深めていく予定であります。

また、健康保健センターで開催している「わんぱく広場」や「なかよしくらぶ」、乳児期の子育てをサポートする「ぴよぴよくらぶ」につきましては、昨年度は延べ2,270名の親子が参加されました。今年度も週4日開催し、子育て中の親子の交流の場として利用させていただいているところであります。

今後も、参加者の方々の意見を取り入れながら内容を充実させ、子育ての不安を解消することで、子供を安心して産み育てやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、福祉関係につきましては、高齢者を対象とした介護予防の取り組みとして、「湯ったりミニデイサービス事業」を91名の参加をいただき、5月より来年2月まで、延べ36回実施する予定であります。

ほかにも、「いきいきサロン」や「水中ウォーキング事業」も引き続き実施しており、毎年参加していただいている方も多く、今後もこうした介護予防の取り組みにより高齢者の心身の健康増進を図りながら、健康で生き生きと暮らせる村づくりを進めてまいります。

次に、湯本地区における高齢世帯巡回事業につきましては、4月より週3回、ひとり暮らし高齢者世帯を巡回し、安否確認を行っております。

また、あわせて須賀川消防署湯本分遣所の署員と一緒に実施した防火診断では、高齢者への火災に対する注意喚起を行いました。

次に、税務関係では、4月末現在、平成29年度の村県民税の99.2%を初めとした主要4税目全てにおいて、現年度の収納率が昨年度を上回る見通しとなっております。

今年度においても適正な課税に努めることはもちろんのこと、税の公平性の観点からも適正な収税を実施してまいるとともに、全職員体制による村税等特別滞納整理対策本部の設置による自主財源の確保に努めてまいる所存であります。

次に、国土調査につきましては、昨年度、湯本第24地区の野仲・関場周辺の調査が終了し、認証に向けての取りまとめを行っております。

また、昨年度より実施している広戸第25地区の沖内ほか14字の調査につきましては、本年度、一筆地測量及び成果の閲覧を行う予定であります。

次に、平成30年産米の生産調整の状況ですが、国による生産数量目標の配分は廃止された

ものの需給バランスの維持、米価安定を図るため、県から主食用米の生産数量の目安729ヘクタールが提示され、村内における4月末の主食用米の作付計画では、目安より47ヘクタール過剰作付となっております。

安定した米価を維持し、農家の農業経営の安定化を図るため、飼料用米などの非主食用米への作付転換を重点的に推進するとともに、減収補てん対策としてナラシ対策や収入保険制度への加入を推進してまいります。

次に、放射性物質対策につきましては、安心・安全な米の生産・出荷のため、本年度も農家に対して、塩化カリを配布しております。昨年度、全て25ベクレル以下の未検出に至り、塩化カリ散布の卒業要件に該当することとなったため、旧市町村単位で事業効果の検証を行うための実証圃を設置し、水稻の塩化カリ散布の卒業試験に取り組んでまいります。

また、平成30年3月末に農林水産省の農産物規格規定に基づく品種登録が承認され、30年産米から、食味が優れている新品種「ゆうだい21」が売り出せるようになります。新たな品質の高い天栄ブランド米の確立に向けて、本格的に動き出したところであります。

次に、5月27日に36回目となる二岐山の山開きを開催いたしました。当日は、多くの登山愛好者が訪れ、登山を楽しむとともに豚汁のふるまいや、国民保養温泉地に指定されている二岐・岩瀬湯本温泉の無料入浴などを楽しんでいただいたところであります。

また、平成31年9月に羽鳥湖高原において開催されるオートキャンプの世界大会に向け、会場となる羽鳥湖畔オートキャンプ場や羽鳥湖高原交流促進センターの施設整備工事に着手したところであります。

次に、仮置場に保管している放射性物質の除染土壌等につきましては、順次、中間貯蔵施設への搬出を行っており、昨年度は大里中部地区、今坂地区及び中屋敷地区の搬出が完了したところであります。搬出が完了しましたこれらの仮置場につきましては、今後、原形復旧工事を行い、随時返還してまいりたいと考えております。

なお、4月に議決いただきました、大里中部仮置場の原形復旧工事につきましては、現在工事着手に向け準備を進めているところであります。

また、同じく4月に議決いただきました、高トヤ仮置場につきましても、土壌等の移設に向け準備を進めているところであります。

なお、今年度におきましても、環境省と調整を図りながら、除染土壌等の適切な保管と搬出に努めてまいります。

次に、建設土木関係につきましては、工事の早期発注を目指し、道路再生事業及び生活関連道路整備事業を4月に、道路環境整備事業を5月に、それぞれ発注したところであり、今後も適切な維持管理を行いながら、道路整備と安全確保に努めてまいります。

また、特定防衛施設調整交付金事業につきましては、戸ノ内・丸山線道路改良工事の実施

設計を5月に発注し、工事発注に向け準備を進めているところであります。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、4月に交付決定を受け、道路改良、橋梁補修、のり面対策、舗装補修など、道路整備と防災力の向上に向けて、工事着手の準備を進めているところであります。

上水道事業につきましては、石綿管の更新事業としまして、現在、今年度分の更新に向けた準備を進めているところであります。

また、県道十日市・矢吹線の1工区、2工区のそれぞれの工区につきましては、布設換えが完了し、管路舗装補修工事の準備を進めているところであります。

次に、教育関係につきましては、4月11日に久保直紀教育長が就任し、新体制での教育行政がスタートいたしました。

久保教育長は、これまでの教職員の経験を生かし、確かな学力の向上並びに教職員の授業力向上、天栄村ならでのコミュニティ・スクールの推進、愛村心を育む、ふるさと教育に力を注いでいただくことを期待しております。

学校教育関係では、4月2日に教職員着任式を行い、新たに17名の先生方を迎えるとともに、平成30年度入学式を4月6日に挙行し、小学校4校に計44名、中学校2校に計49名の新1年生が入学されました。

また、4月10日には天栄幼稚園の入園式が挙行され、34名の新入園児が幼稚園生活を始め、平成30年度の天栄の教育がスタートいたしました。

4月11日には、村内の全教職員を対象に村教育方針説明会を開催し、今年度の基本理念、「村はひとつ 学校はひとつ 願いはひとつ 地域コミュニティを核とした天栄だからできる少人数教育」において、学校・家庭・地域が一体となった取り組みの推進を通じた事業展開について、ご理解をいただいたところであります。

5月10日には、中体連岩瀬支部陸上競技大会が開催され、天栄中学校においては、男子共通400メートル、女子共通200メートル、女子共通800メートル、女子走り高跳び、女子共通400メートルリレーの5種目において見事優勝し、県大会出場を果たしております。

なお、このほかの種目においても、湯本中学校の男子共通砲丸投げでの入賞を含め、数多くのすばらしい成績をおさめるとともに、5月29日、30日に開催された中体連岩瀬支部総合大会においても、天栄中学校がサッカー競技と剣道競技・女子個人戦で優勝、バドミントン競技が女子団体戦で準優勝、女子ダブルスが第3位となり、県中大会への出場権を得るなど、昨年度に引き続き、今後の活躍が期待されているところであります。

次に、恒例の小学校運動会は、5月19日に広戸、大里、牧本の各小学校が、翌20日には湯本小学校で開催された湯本地区大運動会に湯本幼稚園、小・中学校の子どもたちが参加し、地域との交流が図られたとともに、子どもたちが全力で競技種目に取り組む姿を見ることが

でき、学校・保護者・地域が協力したすばらしい運動会となりました。

5月23日には、つなぐ教育推進会議を開催し、幼・小・中の連携を図り、幼稚園から中学校までの12年間を見通した天栄の教育と、子どもの夢や希望の実現に向け、学校と地域の目指すべき連携・協働の姿について共通理解を図ったところであります。

次に、今年で12年目となる放課後子ども教室につきましては、大里小学校で34名、牧本小学校で43名、これまで休止しておりました湯本小学校で2名、計79名の児童が参加し、放課後、安全管理員や活動指導員のもと、日々自主学習や遊具を使った運動などを行っております。中でも、大里小学校や牧本小学校では、1年生から6年生まで学年を超えた子ども同士の交流が図られているところであります。今後とも子どもたちの安全に配慮しながら、事業を実施してまいります。

今年度で6年目を迎えた学校支援地域本部事業につきましては、地域の方々のご協力により、今年も各小学校において、読み聞かせや田植えの体験活動を実施したところであります。今後も、教員と子どもが向き合う時間を拡充し、子ども一人一人に対するきめ細やかな指導をするため、地域全体で学校教育を支援する体制の整備に努めてまいります。

また、2年目となる地域学校協働活動事業につきましては、地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支えることや、地域コミュニティの再生を図ることを目標に、小・中学生や大人、幼児と親を対象にした各英会話教室を実施しているところであります。さらに、高齢者を対象とした寿大学や手芸教室などの各種教室も開講し、生涯学習の推進に努めているところであります。

次に、湯本塾実行委員会では、5月12日に「春の七草と野草ざんまい精進料理ツアー」を開催し、村内外の方21名が参加され、自然体験、農作業体験を通じ、地域の良さをPRできました。さらには、大人の音楽教室、体力アップ講座の3B体操、ヨガ、バドミントン教室なども開講し、社会教育に努めております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告2件、議案6件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 平成29年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてであります。これは3月定例会で議決いただいた一般会計の繰越明許費に係る繰越額が確定しましたので、報告するものであります。

報告第2号 平成29年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてであります。これは水道事業会計の建設改良費に係る繰越額が確定しましたので、報告するものであります。

議案第1号 専決処分等の報告及び承認についてであります。介護保険法施行令による保険料軽減率確定に伴い、天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したため、報

告及び承認を求めるものであります。

議案第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります  
が、国民健康保険法の改正により、運営主体が福島県に移行したことに伴い、所要の改正を  
行うものであります。

議案第3号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであり  
ますが、簡易水道事業の統合による各水源施設の明確化に伴い、所要の改正を行うものであり  
ます。

議案第4号 工事請負契約の一部変更につきましては、道路の幅員拡幅による安全確保の  
ための児渡・滝田線道路改良工事の工事請負契約について、当該契約の一部を変更するに当  
たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会  
の議決を求めるものであります。

議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてであります。消防団へ貸与す  
る小型ポンプ付積載車購入に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関  
する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 平成30年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に  
歳入歳出それぞれ6,728万8,000円を追加補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46  
億4,028万8,000円とするものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議  
の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成30年6月6日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次  
発言を許します。

発言の順序は、最初に4番、服部晃君、次に3番、大須賀溪仁君、次に8番、熊田喜八君  
の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告  
が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

### ◇ 服 部 晃 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、4番、服部晃君の一般質問を許します。

4番、服部晃君。

[4番 服部 晃君質問席登壇]

○4番(服部 晃君) 通告により、一般質問を3点ほど行います。

1、特別職、各種委員等の報酬は適正か。

平成の市町村合併時、天栄村は合併せず、当面自立の道を歩むことを選択した。このことにより、財政が厳しくなると予想され、そのときに天栄村の特別職及び各種委員等の報酬を全て減額した。

しかしながら、現在の状況を考えると適正な報酬とは思えません。全ての報酬を原点に戻って是正する時期ではないかと考えるが、村長の考えを伺いたい。

なお、特別職及び各種委員等の報酬を合併検討時と現在との比較ができる資料を提出願います。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

特別職の報酬及び各種委員等の報酬は、平成17年度から行財政改革の一環として、それぞれ約5%の削減を行い、持続可能な地方自治運営のため、歳出の抑制を図ったところであります。

なお、全ての報酬を原点に戻って是正する時期ではないかとのことでありますが、報酬の額につきましては、近隣市町村の状況を確認してまいりたいと思います。

また、合併検討時と現在の特別職及び各種委員等の報酬の比較は、お示した資料のとおりであります。

○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。

○4番(服部 晃君) まず、村長、副村長、教育長の問題なんです、これ46町村あるうちの村長は37位、副村長が44位、教育長も44位なんで、これは2回にわたって下げているんですね。平成16年以前と、あと平成16年7月1日以降の平成24年ごろだったと思うんですけども、これと2回下げているんですね。だから、平成16年7月1日施行のこの辺に戻してもいいんじゃないかと思うんですけど、14年前に比べると、かなり額が違うんですけども、これ、どういうふうに村長は思っていますか。村長より総務課長ですね。

○議長(廣瀬和吉君) 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、2回の削減ということで、1回目は特別職等の報酬の引き下げの前の年にやっております。その後、二十何年かでございますが、議員の皆様からの報酬

引き下げというふうな発議もございましたので、そのときにあわせて行っているようなところでございます。

あと、今後どのように考えるかということでございますが、これにつきましては、今、村長、副村長とも話の中でこのままでいきたいというふうなことでございますので、今のところ新たにというふうな考えは私のほうではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 別に財源的に厳しいわけじゃないし、私が思うのには今の村長はそのままでもいいと言いますけれども、この将来5年後、10年後あたりで新しく村長になった人が、これ、少なくて出る人もいなくては話にならないと思うんですけれども、副村長なり教育長も受ける人いなくなったら、どうするんですか。46町村のうち44位ですよ。どういう考えですか、総務課長。村長では話しづらいですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） この件に関しましては、私からお話をさせていただきます。

議員おっしゃるように、5年後、10年後見据えた場合、あとまた、副村長、教育長、県内から見れば今言った順位の中であるというようなことでございますが、現在、今受けている副村長、教育長においても、金額ではないと。やっぱりその村づくりを進めていく中でのその熱意を持ってやりたいと。そういうことでやっておりますので、私もそういう思いで進めております。

ただ、今後なかなかそのなり手がいないというようなことがあれば、それは考える余地はあるかと思いますが、今の現状、東日本大震災から7年数カ月が過ぎた中、まだまだ根強い風評被害が残っていて、観光業、農業の方々が大変厳しい状況にございます。そしてまた、これまで地元の建設業関係の方々も震災特需で今ようやく潤ってはきましたが、平時に徐々に今戻りつつある中で、仕事が減ってきている状況でもございます。なかなか国内の景気は上向きになって大手企業ばかりがいいんですが、なかなかその現状を見ますと厳しい状況にあります。そういう中で我々三役の報酬を上げるという考えにはなかなか至らない状況でございますので、今後新たに村長、副村長、教育長、これが5年後、10年後なられる方がその金額でいないというような場合は、これは議会の皆さんとともにそれは検討する余地はあるのかと思いますので、これは私の考えでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 民間の企業でも結局売り上げが上がって、利益が出れば、社長なり専務なりは、あと社員も上がるわけですよ。普通の職員が毎年上がってきて、三役ばかり上げないというのも私もおかしいと思うんですけれども、その辺は今言った答え、それで財政

状況が大変だということで、これから不景気になるから上げないということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在の村の財政状況をお話いたしますと、財調もある程度確保して、今はそんなに心配はないんですが、ただ今後を考えると、地方交付税も年々これからは減らされると。国もやっぱり大きな借金をしょっているというようなことで、こういう話も聞いていますし、もう間違いなく地方交付税は減らされていきます。職員の給与につきましては、定年制を設けて、職員の給与は、これは当然、今の時代背景の中で上がって行って、これはやむを得ないと思うんですが、我々三役については、これはこの先をやっぱり見通した中で決めて、この方向性を見ていきたいという思いでございますので、こここのところは議員ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私は、16年7月1日施行でやった収入役の報酬が57万7,300円が、これ、なくなっているわけですよ。それが今、収入役いないでしょう。その分でも別に上げても、その16年7月1日における給料に戻したって、そんなに財源を圧迫するようなあれでもないと思うんですけれども。村長にしていれば、11万ちょっとですよ。副村長にすれば、8万ぐらいでしょう。教育長にしていれば、9万ぐらいですから。これ、別に収入役の分、なくなった分だけ上げて別にも問題はいいんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

そのところだけ見れば、今、議員おっしゃるとおりでございますが、今後この村のさまざまな公共施設、これも経年劣化が進んでいるところもありますし、そういうところにも村の今後は財政的な負担が出てくるというようなことも当然出てきます。

それと今後、少子高齢化、人口減少の中で、公共料金等も値上げをせざるを得ない時期が間もなく参るかと思えます。そういう状況の中で、我々三役の報酬を上げるという分が、先を見ていくと、なかなかそこには踏み切れない今、状況であるというようなことでご理解をいただければなど。

これで人口も増えて、税収も上がってくる。あとはその村内の各企業等々も景気がよくなるというような見通しが見通せれば、これは当然報酬アップというようなことも視野に入れたいとは思いますが、今のところなかなかいろいろ手は打っているんですが、なかなかそのいい手だてがないというような状況なものですから、ご理解をいただければなどと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今回の件に関しては、了解しました。モチベーションを下げずに、三役で今までどおり、今まで以上に頑張ってもらいたいと思います。

次に、農業委員会の報酬です。29万何ぼ、農業委員会の会長、29万8,000円でしたっけ。これ、大分上がったんですが、前は消防団長と一緒にだったと思うんですけども、どういう経過でこういうふうになったんだか、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

議会提出資料ということで、この一覧表提出させていただいております。こちらの中で、農業委員会の会長につきましては、平成17年3月31日以前が23万8,000円、そして17年4月1日以降ということで22万6,000円、5%ほど引き下げさせていただいて、現在の金額となっております。一方、消防団長でございますが、17年3月31日以前が24万9,000円、そして4月1日以降、同じく5%の引き下げということで23万6,000円が現行の金額となっております。条例のほうで定めておりますそれぞれの報酬額につきましては、現在のところ、農業委員長22万6,000円に対して、消防団長が23万6,000円ということで、1万円ほど消防団長のほうが上回っている報酬額となっております。

議員おっしゃる29万8,000円という金額でございますが、これにつきましては、条例で定めております報酬額が22万6,000円でございますが、そのほかに能率給ということで、昨年度から新たに加わってきているものがございます。これで予算上、この能率給分を6,000円掛ける12カ月ということで7万2,000円、予算のほうでは見ております。そのため、予算書の比較では、農業委員会長の報酬が29万8,000円というようなことで出ております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それ、何で今まで22万6,000円ですよ。能率給というの、どこから来たんですか。どういうので、それ、7万をつけたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

能率給でございますが、農業委員会の制度が法律によって改正になりまして、本村では去年7月20日からの適用でございますが、農業委員会で行う業務が、これまでの農地の売買ですとか転用といった許可というものに加えまして、農地の最適化の推進に関する業務、具体的には農地の集積ですとか、それから耕作放棄地の発生防止や解消など、そういった業務を必ず行わなければならないというふうな制度改正が行われたところでございます。

それに伴いまして、新たに農業委員のほかにも農地利用最適化推進委員という委員が新設されました。国では、その農地利用の最適化の推進を積極的に農業委員、推進委員に活動していただくということで農地利用最適化交付金という、いわゆる補助金を市町村の農業委員会のほうに交付をしまして、それを能率給の財源として委員に支給をするというふうな制度になったものでございます。その交付される額が2つあるんですが、活動実績分として、これもその日々の活動に対する報酬の財源としましては、1人当たり月額6,000円の1年分、7万2,000円、それを上限に毎年交付をされるというような今、状況になっておりまして、そういった7万2,000円分を能率給として、それぞれ増額の計上となっているというものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、報酬と推進委員の能率給の6,000円掛ける12カ月分ですよ。これは自主財源なんですか。農水省から来た補助金なんですか。これ、全体的にはどうなんですか。農業委員会自体は国から来る補助金が幾らで、自主財源が幾らというのをはっきり述べてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1点目のその能率給は自主財源か補助金かということでございますが、これは全額、国からの交付金、補助金というものでございます。

それから、農業委員会の経費につきましては、まず、総額が30年度は982万3,000円の予算でございます。そのうち国・県からの補助金等が580万9,000円、それから、残りが一般財源というような予算の構成となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 29年度の当初予算では、多分240万弱だったと思うんですよ。これ、推進委員が新しくできたこととあれて、今年度の当初予算は400万ぐらいになっているんじゃないですか。これはその推進委員、国の、そうですね、これ。百何十万ぐらい増えていきますよね。160万ぐらいですか。29年度の当初予算よりは30年度の当初予算のほうが増えていきますよね。ということは、これ能率給が増えたということですか。推進委員も増えたけれども、14万4,000円が9人でしたっけ。これ、何人ですか、推進委員。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

昨年度との比較の増の要因は、議員おっしゃるとおり、その推進委員の9名でございます

が、その増、それから能率給分の増加ということが増額の要因でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 別に農業委員会が上げたからどうのこうのというわけではないんですよ。私は言いたいのは、1つの団体だけこんなに上げて、ほかの消防団とか教育委員とか、これはどうなっているのかと言いたいですよ。もう消防団も日夜365日、村民の安心・安全のために活躍しているんですよ。だからそれ、片方の農業委員ばかり上げて、ほかの団体はどうでもいいという感じでは、俺そういうふうを受け取るんですけども、アップするという考えはないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

消防団員を含めそのほかの報酬について引き上げるべきではないのかというようなご質問でございますが、これにつきましては、近隣市町村のほう、その辺ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私は、総務課長の前に調べてきました。この鏡石がやっぱり天栄村より高いんですね。そして、出動手当も1,600円ですし、うちは1,400円ですよね。団長も副団長も訓練部長もみんな低いんですよ。これ、やっぱり前に鏡石と、鏡石が一番高いんですけども、須賀川もって天栄村より下なんですけれども、やっぱりその鏡石に合わせるべきだと思うんですけども、どうなんですか。その辺の1,400円を出動手当を1,600円に上げるということは考えないですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今、議員さん調べていただいたところで、鏡石町さんのほうが高いというふうなことでございますが、その辺よく、あと近隣市町村というふうに申し上げましたが、県内の状況等も確認させていただいた上で、その辺の検討をしてみたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 震災以降は、その搜索も何もないんですけども、やっぱり災害になれば一番何でかんで4時でも3時でも、あの台風の被害があれば、もう災害になる、大変だということで招集かけられるでしょう。だから、その意味でも、俺やっぱりこれ決して高い額ではないと思うんですよ。ただ、14年前に戻してもそんなに額はっていないんですよ。だから、その辺をよっぽど考えてもらいたいと思います。

また、条例定数、県に何人で報告しているんですか、消防団員の条例定数。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議します。

（午前10時56分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時57分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答え申し上げます。

天栄村の消防団員の定数が、現在244名となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私、総務省のホームページ開いたんですけれども、消防団員には1人3万8,000円、すると出動手当が7,000円、すると全部で1,098万になるんですよね。交付税と地方交付税と一緒に来ているんでしょうけれども、これ、本当に消防団のために、これほど使っているんですか。去年の出動手当は幾ら、総務課では、出したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午前10時58分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時07分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お時間をいただき、ありがとうございました。

平成29年度、消防団員の出動手当の額でございますが、合計で172万600円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、報酬、全部の経費ですね、団員までの経費で幾ら出しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

消防団員の報酬として、総額が763万2,000円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それではトータル935万2,600円ですよね。すると、これ、交付税と一緒に来るからあれなんでしょうけれども、これ、消防団のためにとっておくべきじゃないですか。1,098万も来ているんですよ。一緒になって来るからあれでしょうけれども、この分こういうやっぱり団員の報酬でも何でも上げて、出動手当も全然やらない、何というんですかね、堀払いでも何でも池払ったとか何かでも出動手当は出していないんでしょう、あれは。そういう部分に俺、使うべきだと思うんですけれども、これ98万だから100万ぐらい違うんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、出動手当の出る場合でございますが、通常火災等災害活動に出ただいた場合、また検閲式、出初め式、このようなときの出動手当、また幹部の皆様につきましては、幹部大会とか校外教育とか、そういった際に出動手当を支給してございます。

あと、ただいま100万円ほど国から来ている額に対して支出が少ないのではないかというようなご質問でございますが、消防庁のほうでその交付税の単価ということで、人口10万人規模の自治体というふうなことで、確かに今、服部議員さんおっしゃったような額で団長から団員までの単価を出しております。ただ、それを掛けてその部分来ているかといいますと、そういうことではなくて一定の掛ける率がございまして、その結果、計算していくと1,000万円まではいっていないというふうな、私のほうで計算したところでは、そこまでいっていないというふうな金額になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 総務省のホームページにちゃんとこういうふうに出ているんだから、総務省にでも、それ、はっきり言ったらいいんじゃないですか。何ぼ来ているんですかとか、その10万人規模とかそういうのは関係ないと思うんですけれども、団員数によって、みんな一律3万8,000円の出動手当が7,000円出ているでしょう。だから、その辺を地方交付税と一緒にくたに来るのはわかるんですけれども、総務省のホームページ見ると、そういうふうにちゃんと出ているんですよ。

だから、その分は消防団のためにいろいろ使うべきであって、別に普通の一般財源に入れるほうもちょっとおかしな、須賀川市はちゃんと予算をとって不用額といって出すみたいです。だから、やっぱりそれだって予算としてとって余れば不用額として出して、一般財源に戻すのも必要だかもしれない。出動手当なんていうのは、もういつ火災があって、少ない年もあるし、多い年もありますから、それはしようがないと思うんですけれども、それはな

るだけこの辺を考えながら、あと近隣市町村を考えながら、少しでもこの農業委員会もそうですし、教育委員会もそうでしょうけれども、やっぱりそれはいろいろ考えながらアップすべきだと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

近隣市町村ということで、服部議員さん、鏡石、須賀川さん、調べていただいたようですが、そのほか県内のところも確認させていただきながら、その辺をどうするか考えてまいりたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、県内全域だと、石川郡が一番給料高いんですよ、報酬が。だから、すぐ西白河郡をちょっと私、調べないからちょっとわからないですけども、石川郡が一番高いんですよ、報酬的には。石川郡、須賀川、岩瀬は少ないほうなんですよ。だから、その辺まだ消防団ばかりではないんですけども、いろんな意味でやっぱりそれだけその何十万というわけじゃないんだから、1万円ちょっとぐらいのあれだから、もう農業委員会も教育委員会もみんな上げる方向で検討してください。

以上で1つ目の質問は終わります。

次に、2、村の活性化対策について。

村の活性化対策については、いろいろな施策が現在進められていますが、次の事項について村長の考えを伺います。

①企業誘致の進捗状況についてはどうなっているのか。

②住宅団地の造成を行う考えはあるのか。

③村外からの誘客事業については、主にどのような事業を考えているのか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1番目の企業誘致の進捗状況につきましては、残りの2区画、約2.7ヘクタールの企業誘致に向け、福島県の企業立地課や東京事務所と連携して、首都圏での企業立地セミナー等において参加企業へのセールスを行っており、これまで平成28年度は4社、平成29年度は2社から、問い合わせや資料の請求がありましたが、残念ながら進出には至っておりません。

本年度は、これらに加え、村独自に企業に対する意向調査や立地計画等の情報収集を外部団体に委託し、立地の可能性があると思込まれる企業を訪問し、工業団地のセールスを行うこととしております。

また、先月下旬には、工業団地で操業している企業の本社を訪問し、取引先や関連企業、団体に対する工業団地の情報提供を依頼してきたところであります。

今後も、さまざまな手だてを講じながら、企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

次に、2番目の住宅団地の造成を行う考えはあるのかについてであります。平成29年度において、宅地造成適地選定調査を委託し、候補地として検討した箇所の調査を実施いたしました。

宅地造成の規模にはよりますが、事業費が大きくなると見込まれますので、今後、調査の結果を参考にし、実施のために最善な事業及び財源を模索、検討し、または事業効果も考えながら進めてまいります。

この3番目になりますが、村外からの誘客事業につきましては、現在、村観光協会が事業主体となり、合宿誘致事業や天栄村サポーター事業を行っております。

このうち、合宿誘致事業につきましては、平成27年度から事業を実施しており、宿泊者数は、平成27年度が延べ948人、平成28年度が延べ3,451人、平成29年度が延べ4,449人と、年々増加していることから、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、訪日外国人の誘致につきましては、県の補助事業により、冬期間におけるスキー場を核としたツアーの造成に取り組んでおり、2月、3月に1つずつではありますが、台湾からのツアー客を受け入れております。本年度も、台湾、東南アジアをターゲットにツアーの周知を図りながら誘客に努めてまいります。

さらに、来年9月28日には、オートキャンプ世界大会が開催されます。大会には、国内外から延べ4,500人が参加される見込みであり、この大会を通じ、広く本村の魅力を発信し、国内外からの誘客促進にもつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） いろんな誘致活動を産業課ではやっているみたいなんですけれども、私、ホームページ見たらば、天栄村の水のよさは全然宣伝していないですね。水使う会社って結構あるんじゃないですか。水の会社を宣伝すればいいんですけども、水のことは書いていないで、駅から何分ですか、インターチェンジから何分ですかと、そういうのはどこでも出しているホームページだと思うんですよ。やっぱり天栄村は水がいいんだから、水を強調して、水を使う会社を誘致すればいいと思うんですけれども、どうですかね、その辺は。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、水につきましては、供給可能な用水量ということの観点でしか載せておりません。議員おっしゃるように、質のよさというものも情報の提供をしていくということの項目に加えた上で、そういった企業の誘致にも努めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 課長、これ、本当に一番大事だと思うんですよ。固定資産税は入るし、水道料は入るし、もう最高のこの水を使う会社って結構多いと思うんですよ。だから、天栄村も造り酒屋さんが2軒あるし、豆腐屋さんもあるし、やっぱり水がいいからだと思うんですよ。これ、やっぱり水を、天栄村は何がいいんだと、水だよというのを前面に押し出してやれば、企業の福島県に行きたいなという人だって出てくると思うんですよ。場所的には、俺、悪くないと思うんですよ。インターからも近いし、そんなに不便なわけではないです。だから、その水のよさを強調して前面に押し出して、今度、企業誘致したらどうですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員のご提案いただいた内容で、今後、企業誘致に努めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 産業課長もいろいろ大変でしょうけれども、やっぱりその辺を思い切って打ち出して、企業来てもらえば、税収も上がるし、いろんな面でいいと思うので、よろしくをお願いします。

次に、②番の住宅団地の問題なんですけれども、これも29年度当初予算で300万計上したんですよ。それは大体場所は決まったんだか、予算くらい決まったんだか、造成工事は、さっき村長の答弁だと、予算の関係でまだできないという話なんですけれども、その場所は大体決まったんですか。しゃべられなければ、しゃべられないで構わないですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

こちらの宅地造成適地選定調査につきましては、昨年度実施をいたしました。主に村内で広戸地区をまず選定をさせていただいたところであります。なぜ広戸地区かということに関しましては、やはり鉄道駅や高速道路のスマートインターチェンジの近くであること、また通勤・通学者の利便性を考慮し、工業団地があることなど含めまして、人口が集まりやすいエリアであるということから、まず広戸地区を候補に挙げたところでございます。そのなか

ら、さらにいろんな条件があるんですが、委託業者さんのほうの調査方法がございまして、14項目ほどあるんですが、そちらを網羅した中で3地区をある程度協議いたしまして、絞り込んだところではございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、予算の関係からもあんまり急に進めるといっても無理でしょうけれども、これは早く進めないと、上水道、下水道、介護保険料がアップすると思うんですよ、人口減少からして。やっぱりその意味でもなるだけ早くその場所が大体決まっているわけですから、ぜひ村長に頑張ってもらって、補助金を見つけてもらって、県でも国でも何とか早目に整備してほしいなと思います。

それでは、3番目にいきます。

この合宿誘致事業なんですけれども、これは私のお客さんから聞いたんですけれども、10人そろえれば家族でも構わないんだって、そういう人もいるんですよ。だから、その規定をはっきり決めないと、だめだと思うんですよ。例えば箱根駅伝の大学の選手を合宿に引っ張ってくるとか、そういうすれば、今ドローン使って、鳳坂峠の山登りみたいなああいうのもあるんですし、そういう大学駅伝の誘致も可能だと思うんですけれども、これは規定というのは何歳から何歳までというのはあるんですか。二十以上とか、何歳まで区切っているんですか。これ、どんどん家族まで、あんな二家族で来て10人なっていれば、完全に合宿だと言えば、それで済んじゃうんじゃないですか。その辺、お答えをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、対象者の年齢の基準ということでございますが、特に年齢何歳というその基準ではなくて、大学、それから高等学校、小・中学校、幼稚園、保育所と、そういったように学校という単位でくくっていると。年齢でくくっているものはないということでございます。学生であればオーケーとしているというものでございます。

それから、社会人のクラブですとか、サークル、それもオーケーということにしておりますので、年齢的にはかなり幅があるというような規定でございます。

その家族が、例えば二家族集まって、それを利用しているのではないかというようなおただしではございますが、たまたまその家族連れという団体はあるのかもしれませんが、補助の申請をしていただいた際に、宿泊先から一旦、観光協会の事務局、役場に申請書を送っていただいております。そこの参加者の人数ですとか年齢、補助がこういった要件に当てはまっているかということを確認した上で交付の対象としておりますので、今、議員がおっしゃられているような家族のグループでというような利用はないものというふうに今のところ承

知をしております。いずれにしましても、そういったその疑念が抱かれることのないように、今後も適正な運用に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この問題は、やっぱり合宿費の補助ですから、これ、観光協会に丸投げしていますよね。その確認作業というのは、どういう人が、名簿というのは1回、例えば土日使ったやつは月曜日か火曜日に産業課に来るんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その名簿につきましては、泊りに来る前に、宿屋に予約をします。その段階でその名簿をつくっていただいて、それを役場のほうにまず出していただいて、そこでその要件に合っているかということを確認した上で、補助金の交付の決定をします。実際、宿泊をされまして、写真の添付もお願いをしております、人数の確認、それからこういった合宿の内容をやっているかというような風景も撮っていただいた実績報告書、それから名簿ももちろんですけれども、そういったことを最終的には宿泊後ですけれども、事務局のほうに実績報告としてご提出をいただいて、そこで確認をしているというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それはしようがないでしょうけれども、今、観光協会に丸投げにするというのはちょっと納得いかないんですけれども、役場で扱って、役場の仕事の量が、誰も担当者がいないということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この事業は、今、観光協会が事業主体ということで、村はそこに対して補助をするというような形になっております。そういった意味で、丸投げということではないんですが、これもその観光協会の会員さんが、誘致のためのキャラバンですとか、推進、勧誘に歩いたり、そういった活動もしていただきながら、この事業を進めているということでございます。それに対して、村は補助をしているということでございます。その事務的な確認につきましては、観光協会の事務局という立場ではありますが、役場産業課で職員が行っておりますので、村における関与の度合いもすごく高いものとなっておりますので、その点は丸投げということではなくて、実施主体は観光協会でありますので、村は補助という立場ではございますが、村の職員も関与をしておりますので、そこはご理解をいただければと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それは、まだどんどんその合宿というの、これは認知されて大分増えていくと思うんですけども、今年、当初予算で、増えたらばまた補正とる考えですか。最初から当初予算でとったほうがいいと思うんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

30年度の当初予算につきましては、29年度よりも増額をさせていただいております。実績を踏まえた上で計上すべきであろうという議員からのお話もいただいておりますので、30年度の当初予算につきましては、前年度からは増額をさせていただいております。ただ、必要な額全額が計上できているかといいますと、そこは全体的な予算の経費の配分とかもございまして、そこは最大限の計上をさせていただいているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、誘致事業でサポーター事業とか合宿とか、このいろいろ実績はあるんですけども、私はこの村に、静岡県の熱海市ですね、この山田さんというのが市役所職員でいるんですけども、これはテレビ局、映画のロケ地として誘致事業をしているんですよ。そして、年間にして震災以降が245万人だったのが、今300万人の宿泊が増えたということなんですよ。これ、やっぱりとにかく熱海市は何でも映画でもテレビでもバラエティーでも何でも、今、熱海市が多いらしいんですよ。ただ、天栄村にもブリティッシュヒルズあるし、ノーザンファームもあるし、スキー場、ゴルフ場、温泉、つり橋、遊歩道、オートキャンプ場といろんなものがいろいろあると思うんですよ。やっぱりせっかくドローン買ったんですから、そういうので動画を配信したらどうなんですかね。自分ではプロ的にはいれないかもしれないですけども、やっぱりそのプロを頼んでも構わないと思うんですよ。それは映画でもテレビ局が1回撮影で来れば、その宿泊でも何でもしながら、あの天栄村に行ってみようという気になると思うんですよ。これ熱海市は、地域的にも東京から近いし、いろんな施設があるから、そんなには天栄村で実際配信したからどうかというものではないと思うんですけども、1社でも2社でも多く天栄村で撮影したいという気持ちになれば全然違うと思うんですよ。そういうのに動画で配信するようにしたらいいんじゃないですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

今ほど議員がおっしゃられたように、ドローンを今年度購入いたしまして、ただいま練習をしております。職員、企画政策課でまずちょっと練習させていただきまして、あと各課でこれからそういった研修を兼ねて練習してきて進んでおるところでございますので、今後そ

ういった観光地なども撮影できるようにしていきたいと考えておりますので、そのように努めてまいりたいと今現在進めているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、動画配信するのは素人ではだめだと思うんですよ。私はそのプロのカメラマンに頼んで、ノーザンファームでも上から映すのと、横から映すのでは全然違いますから。だから、天栄村に魅力はいっぱいあると思うんですよ。この清水も撮ったり何かやっぱりディレクターに言わせれば、この脚本からいけばこの天栄村合うなと目にとまるようにしないと、天栄村でその撮影とか何かはしないと思うんですけども、やっぱりそういうのが一番動画で配信していくことが一番大事だと思うんですよ。だから、それをやっぱりいろんな研究というか、ドローン会社に頼んで、やっぱり動画を配信して、そしてテレビ局に目にとまれば、これ、やっぱり天栄村でなきゃだめな番組もあると思うんですよ。これだけ広くて魅力のいっぱいある村ですから。だから、そういうのを思い切って、ほかと同じくではだめですから、いいものを配信していったらどうですかね。そういう気はありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） お答えをいたします。

今ほどドローンの活用についてのお話でしたが、やはりプロの方の技術というものは、ドローンの機体自体も違いますので、今後検討してまいりたいと考えます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これテレビ局に、ここ、いいなとなると、もう天栄村、天栄村と出てきますから、天栄村に行ってみたいなという気になると思うんですよ。これ、とれるか、プロデューサーの目にとまるか、とまらないかわからないんですけども、やっぱりそうやって挑戦するのも必要でないかなとも思うんですよ。合宿誘致も金かけるのもいいんですけども、こういうものもやれば違う部分で、天栄村のいい面が出てくるんじゃないかなと思います。

以上で2番目の質問は終わります。

次に、3、学校の統合問題。

村内各学校の児童数、生徒数が減少する中であって、本村には小学校が4つあります。これらの学校において老朽化が進み、修繕費が今後増大することが考えられます。このことを踏まえ、学校の統合をそろそろ検討してもいい時期ではないかと考えるが、村長及び教育長の考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在、村内の公立学校におきましては、小学校4校に250名の児童が学んでおりますが、当村においても少子化問題については避けては通れないものと実感しております。

統合におきましては、子供たちへの学びの確保を第一に、地域の実情や保護者の意向、さらには時代背景を鑑みて、関係機関とともに検討を進めていくことが重要であると認識しており、十分な話し合いの中で方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

現在、当村における各小学校においては、小規模校であることのメリットを生かし、一人一人の確かな学力の向上及び生徒指導の充実等、きめ細かな教育の推進を図っております。

学校は、子供たちが適正規模の集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質があり、一定の集団規模が確保されていることが望ましいところでございます。

現在、教育の機会均等を確保する観点から、小規模校のメリットを最大限に生かし、デメリットの解消・緩和に引き続き取り組むことで、より一層、教育の充実を図り、魅力ある学校づくりを進めているところでありますが、今後は統合問題を含め、少子化に対応した活力ある学校づくりや望ましい学校規模のあり方について、教育関係施策に係る意見交換会や学校運営協議会などの教育関係組織並びに保護者及び地域の方々の意見を聴取し、方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため、午後1時30分まで休みます。

（午前11時43分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 村長の答弁で、小学校全部で250名と聞いたんですけども、広戸小、牧本小、大里小の児童数が何人いるか、ちょっとお聞かせいただけます。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

250名の小学校の内訳でございますが、広戸小学校116名、大里小学校46名、牧本小学校78名、湯本小学校10名、計250名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、教育長、大里小学校は複式学級化にはなっていないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

大里小の場合、2年、3年が複式学級、5年、6年が1つのクラスで複式学級となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すると、1年生と4年生が大丈夫だということですよ。1年、4年は大丈夫だということで、これ、人数何人から複式学級になっちゃうんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

複式学級の学級編制の基準は、国が定めている標準法で示されております。例えば2つの学年、例えば2年と3年の児童数が合わせて16人に満たなければ複式学級となります。1つの学級で2つの学級、学年を1人で担任するというふうなことになります。ただし、小学校1年生を含む場合は8人までというふうな決まりになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 1年生8名というのはどういう意味ですか、ちょっと。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 1年生は指導の発達段階、幼稚園とか保育所から上がってきて非常に子に応じた指導が大切になってきますので、1年生を含む場合というのは、例えば1年が8人まで、8人を越せば1つの学級として認められるということで、例えば1年生が5人で、2年生が例えば4人であった場合、これ9人なので、これだと1年生を含む場合で、これは9人なので、これは2つの学年にしていいいですということで、例えば1年生が5人で、2年生が3人であった場合に、これは8人なので、これは複式としてやりなさいというふうな国の決まりがあるというふうな法律です。ただ、だから先ほど言ったように2年以降の学年であれば16人に満たなければ複式になるというふうなことなんですけど、大丈夫でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番(服部 晃君) そうすると、大里小学校の1年生は5人で、新入学生が1年生が5人と聞いたんですけれども、来年は複式学級になるということですか。

○議長(廣瀬和吉君) 教育長、久保直紀君。

[教育長 久保直紀君登壇]

○教育長(久保直紀君) お答えいたします。

来年の大里小の入学予定児童は6名であります。現在1年が5名なので、6名と5名で11名になってしまいますので、1年を含む場合は8名を越せば1つの学年として認められるので、今度入ってきた1年生は単学級で6名でークラスというふうなことになるので、今年と同じように恐らく2年と3年で複式学級を組むような形になるかと思われま

○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。

○4番(服部 晃君) そうすると、1年生だけというのは小学校に入ったばかりだからという意味なんですかね。そうすると、今度2年生からは複式学級になるということですよ。これ、私もよくわかんないんですけれども、普通の学級と複式学級というのは、どこがデメリットなんですか。どういう授業内容なんですかね。

○議長(廣瀬和吉君) 教育長、久保直紀君。

[教育長 久保直紀君登壇]

○教育長(久保直紀君) お答えいたします。

複式学級の授業では、先ほど言いましたように1つの教室で2つの学年を担当1人が指導することになりますので、複式学級の授業では違った学年を同時に指導することはできません。それで、教室の例えば前と後ろに黒板を設置して、学年ごとに時間を区切り指導に当たるようになります。例えば担任が2年生の子供を直接指導している場合に、3年の子供たちはそこで自習とかグループ学習をしているようになります。

今、議員のご指摘のようにデメリットはというふうなことでありますけれども、まず、教師にとっては2つの学年の学習内容を同時に行わなければならないことは容易ではありません。それがまず1つの大きなデメリットでありまして、あと、子供たちにとっては少人数のために多様な考えや価値観を持った子供たちとの出会いに恵まれないために知的刺激が少ないというふうなことや、話し合い活動や発表の場が作りにくい。あとは他の学年が1つの教室で授業をやっているものですから、非常にその授業が気になって集中できないというふうなことが挙げられます。

○議長(廣瀬和吉君) 4番、服部晃君。

○4番(服部 晃君) これ、大里小学校だけの問題ですかね。ほかと、牧本とか広戸とか、そういう複式学級になるという可能性はまだないんですか。何年後か、5年後かにはもう複式学級になる時期かなというのはまだないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

これから平成30年度から34年までの5年間においては、広戸小、牧本小については複式学級になることはありませんが、大里小学校はやはり2クラス、複式になる学年が2つというのが5年間続きます。湯本小もずっとこれからは複式学級が1つというふうなことがこれからの5年間は続いてまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これはその教育の問題で村長に聞きたいんですけども、やっぱりその児童にとっては不公平さが出てくると思うんですよ。だから、田村郡の常葉小学校も統合しますよね。今度、石川も統合しました。稲田小学校は小中一貫校になったんですけども、これは早目にその検討していかなければ、やっぱり教育として平等さが欠けると思うんですけども、その辺はどうですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員がやっぱりおっしゃるとおり、この少子化の影響というのはより多くのところにやっぱり出てきております。本村におきましても、保護者の方からそのような声も上がってきているのは実情でございます。より多くの声を聞きながら方向性を決めてまいりたいという思いでございます。その中でそういう委員会なりを設けて進めていくように、今取り組んでいるところでもございますので、これについては地域の方々、保護者の方々、より多くの声を聞いて、方向性を見出していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これはやっぱりその大里地区にしろ、牧本地区にしろ、広戸地区にしろ、これは大きな問題だと思うんですよ。やっぱり自分の卒業した小学校がなくなるというのは物すごい抵抗があると思うんですよ。これ、やっぱり保護者とも児童たちともよく話し合っ、て、こういうデメリットがありますからとか、一番心配なのは通学だと思うんですよ。だから、天栄村でそのスクールバスとか出すとか、一日に朝2回、夜2回とかという、そういう充実さを持っていかないと、これはもう統合するというのは多分反対される率が高いと思うんですよ。だから、保護者に不便さをかけないでやらなくちゃいけないと思うんですけどもね。これは本当に喫緊の課題だと思うんですよ。やっぱり児童としてみれば、平等に教育を受けたいというのがあれだと思うし、これ、やっぱり大里小学校のだけの問題じゃなくて、やっぱり3人の同級生、5人の同級生よりも、三十何人、五十何人の同級生のほ

うが、まだ協調性も出て来るし、人に気使うという部分が出てくると思うんですよ。だから、これが一番大事かなと思うんですけども、これは早急に何とかまとめてもらいたいと思います。

あと、またこれ湯本地区の話なんですけれども、湯本中学校がそれ全然1年、2年生、3年生がゼロになるという可能性があるかと、前聞いたことあるんですけども、それ平成何年からですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

湯本中学校につきましては、平成34年度で今のところ予定では3年生が、平成34年度で5名の在校生がいます。1、2年がゼロで、3年が5名で、この5名が卒業すると、その後、湯本小からそのときの平成34年度には湯本小には6年生がおりませんので、35年度になると、生徒数がゼロになります。35年度、今のところでは1年間だけです。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、その湯本中学校はどうなっちゃうんですか。その1年間、例えばあの校長先生もみんな生徒がいなくても職員の方々はいるんですか。それまた翌年1年生に入ってくる人いるんでしょう。1年間だけなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答え申し上げます。

35年度に今のところこのままいきますと、35年に生徒数がゼロとなり、基本的にはこの1年間は休校というふうな手続になります。その次の年は2名入学していただければ、その休校はなくなり、もう一度その学校が再開されることになります。休校の場合は、一応、校長、教頭も教員もその休校の1年間だけは配置されません。また新しく2名が入ってくれば、1名でもいいんですけども、校長、教頭、いわゆるあと教員がついて、学校が再開されるというふうなシステムになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、そうすると湯本中の生徒もその天栄中学校と一緒にいるということではできないんですかね。これ、村長に聞いたほうがいいですかね。可能性としては天栄中に通うということは。2人しかいないのに、1年生2人ですよ。これはやっぱり天栄中学校に統合するというわけにはいかないんですかね。もう鳳坂トンネルも36年あたりは開通するでしょうから、通学の面が一番大変なだけで、これは本当に考えなくちゃいけない問題だと思うんですけども、どうですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この問題については、当然、生徒、保護者、地域の方々の意向によるかと思いますが、何せやっぱりその距離が距離なものですから、今、議員おっしゃったように、鳳坂トンネルが着工して、今年から本格的に掘削されるというようなこともありますので、そういうことも鑑みながら、より子供たちがいい方向に行けるような方向で考えてまいればなという思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 本当にこれは中学生1年生が休校になって2人しか入らないのに、その部活動も何もできないでしょう。やっぱりそういう部活動もできる、切磋琢磨する、お互いに協調性もできるという問題で、湯本の生徒が、湯本から通うのは大変だと思いますよ。通学バスでも出しながらやるしかないんでしょうけれども、これはいきなり高校に行って、また同級生がいっぱいできるのと、2人しかいないのにそこから高校行って、びっくりするんじゃないかなという、そういう面もあると思うんです。だから、やっぱり同じご飯を食ながら、同じ行動をしながら、それが一番大事だと思うんですけれども。これは、村長、もうとにかく早目に今から考えないと、もう急にあれしても、湯本住民の理解を得ながらやらないとだめだと思うんですけれども、今、全然そういう話はないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村内のやっぱり小学校、またその中学校についても、いろいろと保護者の方々からご意見が出ております。それにつきましても、どういった対応が一番子供たちにとっていいのか、それもしっかりと委員会の中でより多くの声を聞きながら進めてまいりたいという思いと、今、人口減少、少子化という中で、移住定住も一生懸命進めていく中で、湯本に住みたいという子供さんはいるご家族も希望している方もいるものですから、こういう方々にもより多く声をかけながら、移住定住を進めたりしながら、その方向性を見出していききたいと。

それと、また大里小学校、幼稚園についても、湯本幼稚園の子供たちが天栄幼稚園の子供たちと年に何度か交流する機会、学ぶ機会というようなことで、小学校、あとはその中学校のさまざまな大会等においても、湯本中学校の生徒が陸上大会に参加したりやっておりますので、なるべく子供たちには集団生活、あとは協働で進める部分について、他地区の児童・生徒に引けをとらないような取り組みもしておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 小学校、新しく建てるというのもお金のかかる問題ですし、私が思うには、築年数ですか、一番新しい学校を増改築しながら、便利さを求めながら、一番それが増改築しながらやれば一番いいと思うんですけれども、各小学校の新築した年月日わかりますか、各学校。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

それぞれ各学校、小・中学校の校舎の建築された年を古い順で申し上げていきたいと思っております。

まず、古い順ですと、昭和55年に建てられましたのが大里小学校、築37年経過しております。次に、広戸小学校が昭和57年築です。一部校舎を平成7年に増築しております、いずれも57年ですと35年経過。平成7年だと22年経過となります。次に、牧本小学校なんですが、昭和59年の築です。33年経過しております。平成23年に特別教室を改築ということで、こちらのほうは6年ということになっております。続きまして、湯本小学校です。こちらは平成5年築でございます。24年経過となっております。次に、中学校なんですが、湯本中学校、平成12年築、17年経過です。一番新しいところで天栄中学校の平成23年築で6年経過となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） けれども、村長、これ、20年以上はたっていますよね。これから修繕費が俺、本当にこの一般質問通告書にもあったとおり、膨大になってくると思うんですよ。これ4つ、もう天栄中はまだ新しいですから、あと湯本小・中学校、あと牧本、広戸、大里というと、かなりこれから20年過ぎれば修繕費が大変だと思うんですよ。それなら、その1つの学校を増改築して、1つの学校にまとめるというのが一番、私はいいと思うんですが、これから先どういうふうにするんだか、もう増改築して予算がないからそれにするんだか、ちょっとお答えできますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

なかなかこれは即答できるものではないので、先ほども申し上げましたように、より多くの声を聞きながら進めてまいりたいというのが一つと、例えばその委員会なりで、これは統合したほうがいいですとなった場合には、学校を建築する場合の補助というのがなかなかいい補助がないんですよ。これは本当に自主財源を使いながら進めていかなきゃ

ならない。そのほかもそうなんですけれども、なかなかそういう財政的には厳しい状況があるものですから、早目にその方向性を決めて、その財源確保に、そういうことになれば詰めていかなくちやならないということでございますので、今はまず皆さんのご意見を聞きながら、より多くの話を聞いて方向性を決めることが先決だと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 本当にこの統合問題は、本当に天栄村にとっては喫緊の課題だと思います。みんな児童・生徒が平等に教育を受けながら、やっぱり部活でも何でもそうだけれども、切磋琢磨しながら協調性を身につけさせるのが、これから社会に出てからのほうが長いと思うんですよね。それが一番大事ななと私は思うので、ぜひその話を早目に進めてもらって、どういう方向性に持っていくかを決めてもらいたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君の一般質問は以上で終了します。

---

#### ◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、3番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

3番、大須賀溪仁君。

[3番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○3番（大須賀溪仁君） 天栄村議会規則に基づきまして、一般質問を行います。

1点目、防災時における対応は。

平成28年に天栄村防災マップが作成され、各家庭に配布されました。その中で、緊急避難所・避難所一覧から外れている集会所、学校等がありますが、万が一災害が発生した場合の地域住民等に対しての避難所の案内や周知といった安全対策は万全なのか。行政区に一つも避難所がない状況は極力避けるべきと感じるが、村長の考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ご質問のとおり、各世帯にお配りした天栄村防災マップにおいて、集会所や学校等で緊急避難所・避難所一覧から外れている施設があります。これらにつきましては、土砂災害のおそれがある土石流警戒区域や急傾斜警戒区域などの中や、隣接する場所に所在する施設となっていることから、災害時において、地域住民の生命を最優先させるため、避難所から外したものであります。

集会所等が掲載されていない行政区の避難所としては、西郷地区、中郷地区、児渡地区においては天栄村体育館、丸山地区、南沢地区においては大里小学校体育館、湯本地区におい

ては湯本体育館を想定しております。

また、避難所の案内や周知などの安全対策につきましては、現在の村防災マップの改訂やホームページで新たな土砂災害警戒区域や河川の浸水想定区域の情報を反映させ、住民への周知を図ってまいります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今の説明の中で、改訂という言葉聞いたんですが、これはまた新たにその改訂版を出すということ、見直すということによろしいんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

災害時危険箇所、土砂災害の危険箇所ということで、県のほうで新たに追加になったものもございます。これらを新たに追加しながら、新たな防災マップを作成して改訂していきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そうすると、危険箇所がまた増えるということなんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

県から新たに追加したものがあるということで、村のほうにも来ておりますので、それらを加えたもので改訂したいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 私、住民の方から災害が起きて、もしもの場合どうすればいいんですか、避難所から外れているから集会所は使えないんでしょうと問われまして、恥ずかしい話ですが、的確に答えることができなかったときがありました。こういったその対象地区の方に、災害が起きた場合の避難の方法とか避難場所の説明は、防災マップ作成後、行ったのでしょうか。伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

防災マップを作成した際には、駐在員さんをお願いをして配布しただけで、改めて行政区の中に入っての説明はしておりませんでした。その必要性も感じておりますので、今後その辺もやっていかなければならないなと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ぜひともそういうことは早急に説明会なり行っていただきたいと思うので、村民も戸惑ってしまうと思うんですよね。緊急のときになんです。

そこで、村内にはそういった避難所指定から外れた集会所や公共施設というのは何カ所ぐらいあるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、集会所でございますが、西郷、中郷、児渡の集会所、あと丸山集会所、南沢集会所、湯本集会所の6つでございます。あと、そのほかに牧本小学校がその避難所からは外れております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 私、あの防災マップ見たときにもうちょっと公共の施設ですか、保育所とかそういったものあったような気がしたんですけれども、そんな含まれてはいないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

たしか天栄保育所、公共施設ということでございます。保育所につきまして、もともと避難所というふうなことで指定はしておりませんでしたので、今、申し上げた中では数に入れておりませんでした。各集会所、小学校等につきましては、各集会所が1次避難所、あと学校の体育館等が2次避難所というふうなことで、これまで指定していた経過がございます。ただ、そういう点からご説明をさせていただきました。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。避難所だけではなく、住宅、事業所等も危険箇所区域に入っていると思われそうですが、それが数がわかれば何カ所とか何世帯とか、数が多過ぎてあれでしょうか。どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

数についてはちょっと把握しておりませんので、その辺はこれから確認してまいりたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） では、その辺に関しましては、後ほど資料なり報告いただきたいと思います。

今回この質問をしたのは、これから梅雨の時期に入りまして、長雨、大雨、集中豪雨、台風被害が懸念されるわけでございます。そこで、さきに述べましたように、どう避難したらいいのかわからない方もたくさんいらっしゃるわけですが、移動手段も含めてなんですが、もしものときに自分たちはどういう方法でどこに避難するんだという認識を常日ごろから持っていないといけないと、私自身感じております。スムーズな自主避難を促すためにも避難方法の徹底を行政がしっかりと指導をしていかなければならないと思いますが、今後、大雨、土砂災害を想定しての防災訓練等の予定は考えておられますか。伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 答えいたします。

県中総合防災訓練ということで、2年ほど前に実施はしておりますが、あの中では土砂災害だけでなく全般的な訓練ということで実施しておりました。やはり今、議員おっしゃるように、土砂災害に対しての訓練も必要でありますので、今後訓練を実施していきたいと考えております。そして、今回、湯本地区が結構そういう土砂災害危険区域指定されているところがございますので、まずは湯本地区のほうからの訓練ということで、今、計画をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） それでは、村全体ではないにしても、その地区ごとに防災訓練を随時行っていくという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 答えいたします。

一度に全地区というふうなものもなかなか難しいところもございますので、地区をある程度順番によりまして行ってまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 先ほどの防災マップの改訂版ですか、そういうものの作成も含めまして、こういった防災訓練はいつごろ予定といたしますか、年度内にやるとか、年明けてからやるとか、そういう考えはありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 答えいたします。

先ほど湯本地区での訓練ということで述べさせていただきました。湯本地区につきましても、やはり台風前ということで8月ぐらいにはできればなというふうには考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。村のほうではその災害警報を出す際の基準というのは、多分設けていると思うんですが、どういったものか。雨が何ミリ降ったらとか、そういったことを伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

天栄村におきましては、洪水の被害というよりもやはり土砂災害、土砂崩れ等による災害が一番心配されます。土砂災害につきましては、気象庁のほうで雨量によりまして土砂災害警戒情報とか、そのような情報が村のほうに入ってまいります。その情報によりまして、避難なりそういうふうな行動を促すための避難情報を発していきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 大震災から結構年月がたちまして、防災意識が結構減っていると思うんですよ。災害時に、もし人の命が奪われて、ああしておけばよかった、こうしておけばよかったとならないように、行政のほうで常に認識しておいていただきたいと思います。安全な場所への避難移転ができれば理想でございますが、実際難しいのではないかと思います。そこで、現実的にできることとしまして、こういった時期にでも年に一度、半年に一度でも防災に関してのアナウンスをしてほしいんですけれども、そういうことはできますか。どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、アナウンスということでございますので、防災無線を使ったアナウンスかと思いますが、そちらにつきましては、わかりやすい内容等をつくりまして流してまいりたいと考えております。また、あと印刷物、広報等によりましても、その辺の情報を流してまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。先ほど話にもありましたが、地区の住民の方々に対しての早目の説明、避難所はどこですよといった、その説明を早期にお願いいたします。そこで、今後も安全・安心な村づくりのために住民の生命、財産を守るためにぜひ頑張りたいと思います。

以上で1点目の質問は終わります。

続きまして、2点目、窓口業務のさらなる住民サービス向上へ。

住民の方々から、各種証明書の発行業務を土日の休日でもできないかという声が村民から寄せられております。各届け出は、夜間や土日祝日でも宿日直が受付対応をしております。発行業務に対しても、対応策を講じるべきだと考えますが、村の考えを伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 窓口業務のさらなる住民サービス向上についてお答えいたします。

現在の窓口業務につきましては、月曜日から金曜日の平日、午前8時30分から午後5時15分まで各種証明書発行を行っております。戸籍関係の届け出受付業務については、土日休日においても対応をしているところであります。

また、職員の休憩時間であるお昼休みにおいても、住民の皆さんの利便性を考え、職員が交代で窓口業務に従事しているところであります。

ご質問の土日の休日窓口開設につきましては、現在の職員体制で過度な職員の負担増加にならないかなども検討に入れ、近隣市町村の動向を見ながら検討したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 私のところに住民の方から、各種証明書は休みの日はとれるんですけど、またとれるようにはならないのかという声が寄せられております。役場のほうにはそういった要望は今まではなかったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

直接、住民福祉課のほうにそのような要望があったということはちょっと聞いておりませんが、できるだけ住民サービスを心がけて、朝も8時半にならなくとも職員が出勤している際は、発行のほうを対応しております。また夕方につきましても、時間内に来られないというような電話をいただいた際には、職員のほうが残って対応したりと、臨機応変に対応して住民サービスのほうに努めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 臨機応変にその対応をしているとのことですが、実際その業務時間内でも間に合わない住民の方がいるということですよ、その遅れますとか、早くお願いしますとか。そういう方々がほかにももうちょっといるんだろうという、そういう考えは持ったことはありませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

確かに議員がおっしゃったように、時間内に間に合わないという方もいるかとは思いますが、本人でなくてもとれる証明もありますし、委任状とかで対応は可能となっておりますので、先ほども申し上げましたが、できる限り可能な限り対応しているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） こういった各種証明書の発行業務なんですけれども、年間でどのぐらいの取り扱いがあるのか。年間で収入的なものはどのぐらいあるのか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

住民福祉課で発行しております証明書は8種類ございまして、29年度の決算見込み額で申しますと、年間で7,710件、合計ですが、収入が288万7,100円の収入見込みとなっております。一番発行件数が多いのが住民票の交付で、その次に印鑑証明書の交付、こちら2つが半分以上の証明の発行件数となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

税務関係では、年間で昨年1年で1,913件というようなことで、収入につきましては、本庁管内で43万1,000円というふうになってございます。一番多いのはやはり所得の証明、それから課税証明、そして納税証明というようなことが主となっております。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

それでは、その各種の届け出については、休日の受付件数というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

休日の受付件数ですが、休日の受付業務につきましては、戸籍のほうの届け出になっております。死亡届や婚姻届等でございますが、ちょっと申し訳ございませんが、件数につきま

してはちょっと集計持ってきておりませんでしたので、一月当たり一、二件あるかないかだったと記憶しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。戸籍の届け出については対応しているということでございますが、証明書の発行を休みの日でも対応するという考えは、実際正直なところあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

休日の日の対応でございますが、過去に平日であります、窓口業務を2時間ほど延長して、夜の7時まで行った経緯がございます。税務課職員1名、住民課職員1名、2名で対応しまして、件数は1日ほとんどゼロ件で、あつて1件ぐらいの件数だったので、継続実施には至らなかったということでございます。そういったことも踏まえまして、今のところ今の職員の体制で早急に休日の対応というのはちょっと考えておりませんが、要望が多数あるようでしたらば、今後検討していきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 過去に、試験的に窓口業務の延長を行ったということですが、どのぐらいの期間、試験的に行ったのかお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

私もちょうと記憶でしか定かではないんですけども、半年ぐらい実施したと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 時間延長ということでございますが、ちょっと7時までというのはちょっと微妙な時間かなと私的には思うんですが、役場職員の方もそうですけれども、勤めの会社にもその時間帯ぐらいまでは仕事をしている方、結構いらっしゃるのかなと思います。利用する方も少なかったのではないかと、私的にはそう感じるところでございますが、だったら、その過去に休日窓口も試験的に行ってみてもよかったのではないかなと感じます。職員の就業体制というんですか、それもあるでしょうが、一度ぜひ検討していただきたいと思っております。

それで、この件に関しましてですが、現在はコンビニで各証明書を発行している市町村もあるようでございますが、県内で実施している市町村は何市町村あるか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

前に調べた平成29年7月現在の法務省のデータですが、県内で15自治体がコンビニ交付をしております、この辺だと、郡山市、須賀川市、白河市がコンビニの交付を行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 町村ではないということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

村につきましては、どこも行っていない状況で、町ですと、富岡町、大熊町、双葉町とか、この辺がありまして、町では5カ所行っております。そのほかは市になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。現在は税金とかもコンビニで収納できるという形になっております。天栄村でもそのコンビニ収納が始まりまして、住民の方、特に若い方などが大変助かったと言っております。収納率も改善され、大変いい取り組みだったと思われま。証明書につきましても、仕事をしている方だと時間内に来られないということで、休みをとって証明書をとりに来るといふ方も多分いると思われま。そこで、村ではそのコンビニでの自動交付というものは考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

コンビニでの交付でございますが、こちらにつきましては、財政的な面でも検討が必要でありますので、前に積算してもらった金額ですと、コンビニ交付をするようにするには、初期投資で約3,000万ほどかかりまして、その後、継続実施するのに毎年300万ぐらい経費が必要となってきます。そういったことも考えて、費用対効果なども考えなくてはいけないなということで感じております。

また、この件につきましては、窓口交付をやっていてよい点もございまして、窓口に来た住民の方に対応する職員が、住民の方の異変に気づいて、福祉とか障害とかのそちらの部門のほうに早期につなぐことができたという、そういったメリットもございまして。住民課だけではなくて、税務課のほうでも納税相談になかなか応じなかった方が窓口に来たときに呼びとめて納税相談になったというような経過もございまして、この件に関しましては、慎重に検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。初期投資に3,000万、年間にかかる経費が300万ということで、確かにそういったシステムの導入は費用対効果を考えると大変厳しいと感じます。

それで、こういった証明書の取り扱いって、私、思うんですけども、学校への入学、就職、それに伴っての車の購入、引っ越しとか、多分年度がわりの時期が多いと私は思っております。ですから、そういった時期だけでも試験的にでもいいですから、休日の午前中とか、そういった形で窓口業務を行ってみてはどうかなと思います。職員の皆さんも年度がわりで大変忙しいのは重々承知しておりますが、住民の方に対してそういった配慮があってもいいのではないかと思います。それと、事前の広報で証明書は3カ月有効、間違ったらすみません、何カ月か有効期間ありますよね。そういったことも早目に取得しておいてくださいというお知らせもできると思うんです。お金をかけなくても住民サービスは提供できるわけでございますから、そういったことを心がけていただきたいと要望しまして、私の一般質問は以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了します。

---

#### ◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

〔8番 熊田喜八君質問席登壇〕

○8番（熊田喜八君） では、天栄村会議規則に基づきまして、2点ほど一般質問させていただきます。

まず1点目、産業廃棄物について。

大里地区に持ち込まれた産業廃棄物は、現在はどうなっているのか。また、その後の対応、対策はどうに進んでいるのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

大里地区内の畑と牛舎跡地の2カ所において確認しておりました解体家屋等の廃棄物に關しましては、以前から産業廃棄物を所管する県中地方振興局環境課と連携し、搬入者に対して、適切な処分とともに新たな搬入の中止等の指導を行い、あわせて新たな廃棄物が置かれないよう注記看板の設置や定期的なパトロールを行ってまいりました。

今まで搬入者に撤去指導を行っておりましたが、今年に入り、搬入者と連絡がとれない日が続いていることから、県では調査の範囲をさらに広げ、現在、当時の関係者などから聞き

取りを行い、撤去に向けて調査しているところであります。

村としましても、問題解決に向け、早急に対応していただくよう何とか打開すべく県へ依頼しているところであります。

また、引き続き地権者の方へも廃棄物の撤去指導を行っており、時間を要しておりますが、県と連携し、廃棄物の処理完了を目指し努めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） たしか去年の3月の一般質問でやったと思いますけれども、そのときには10月までには撤去するというので、県のほうとそういうふうな廃棄物持ち込んだ業者と話し合いはついていると、契約書も結んでいるということでありましたけれども、10月になってもまだ半分以上残っていますけれども、村のほうはその持ち込んだ業者との話し合い、あとその持ち込まれているその地主との話し合いはどのような話をしているんだか、詳しく教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

搬入者との話し合いにつきましては、県のほうで進めておりますが、自宅を訪問して撤去の指導を行う際とかに、村のほうでも一緒に同行を依頼しまして、一緒に自宅のほうを訪問して撤去のほうを進めてまいりましたが、先ほど村長が答弁したとおり、今年に入りまして、連絡がとれなくなっていることで、村といたしましては、地権者に対して、二度とこういうことが起きないように、また地権者に対しても責任があるので、少しでもごみのほうを撤去するようというふうな指導をし続けておるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞いたかったのは、去年の10月に撤去しますというふうな約束でございましたので、その後も撤去していない、3カ所ありましたけれども、2カ所はやっみたいですね。道路の脇と、あと向こうの上のほうね。あと、今の牛舎のほうはまだ半分ぐらいですよ。あと、役場のほうではその現場の確認なんかはしているんですか。現在その放置されているその現場も確認しているんですか。あと、その相手が連絡とれないというのは、どのようにして連絡とれない、行っても会えないんですか、それとも連絡しても、行って会えないんだか、連絡しても会えないんだか、どのように。そして、回数は10月まで撤去すると約束した後の10月に撤去もしていないので、回数にして何月何回行った、そういうのもちょっと教えてください。どのぐらい行っているんだか、その業者との対応の仕方。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

現場の確認につきましては、県のほうでは週1回、現地のほうを確認して、状況を確認しております。村のほうでも定期的にパトロールを行いまして、地権者の方にはなるべくその現場のほう確認して異常があった場合、また新たなごみが増えた場合は、必ず役場のほうに一報くれるように指導はしています。

連絡がとれない状況につきましては、携帯のほうの電話に県のほうで連絡をしております、週に何回か入れているんですが、連絡がとれない状況で、前は連絡がとれていたんですけども、とれなくて、呼び出しはしても出ないという状況でアナウンスが流れるということでございます。自宅のほうに訪問しても、自宅では家族ではなく居候みたいな感じでしたものですから、県のほうと村のほうで何回か訪問したことで迷惑がかかるということで、家を出されてしまったという経緯がございます。そういった状況で今は連絡がとれなくなっている状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） だから、私の聞いたのは、その現場はどのぐらい確認していますかというのと、あと、その廃棄物を運んだ業者とは何回ぐらい交渉しました、電話では何回しましたか、あと本人には何回会って話ししましたかということをお願いいたします。それを何回ぐらいやったんだか、そこを聞いているんです。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

業者の方にお会いしたのは、訪問して役場のほうでは会って、直接、私が担当してからはちょっと会って話しすることは……

〔「日にち言ってください、いつの何月何日、何月行ったか」の声あり〕

○住民福祉課長（熊田典子君） ちょっと記録を見ないと、ちょっと……

〔「じゃ、記録見てからでいいですから」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 2時40分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時48分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。時間をいただき、ありがとうございました。

役場で県と一緒に自宅のほうを訪問してご家族の方にお会いしたのは、29年5月18日です。

〔「1回」の声あり〕

○住民福祉課長（熊田典子君） はい。自宅を村のほうで訪問したのは1回で、あとは産業廃棄物の所管であります県のほうで定期的に自宅のほうは訪問しておりました。そちらの記録につきましては、県のほうで持っておりますので、ちょっと村のほうでは把握しておりません。村のほうでは、地権者のほうに指導を徹底してきておりますので、地権者のほうの自宅を訪問して指導を行ってきたのが、昨年10月以降ですと、29年10月25日、10月以降だけの日付を申し上げます。次に、11月9日、11月14日、11月20日、11月29日、12月1日、12月4日、12月5日、12月6日、12月11日、12月12日、2月1日、2月19日、3月16日、5月16日、6月1日が最後となっております。そのほか記録には残っておりませんが、住民福祉課の職員がちょっと出張とかで出かける際とかは、必ず現場のほうをちょっと通って、現場のほうの確認をしたりとか定期的には行ってまいりました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 大分行っているみたいですが、この相手はどのような話をしているの。例えば去年の3月の議会では、10月までに片づけるというようなお話をした。そして、そのお話をして、その持ち込んだ業者に対しては、村のほうでは1回言った、その相手に。そして、今現在はどこにいるかはわからないという状態なんですか。それとも場所はわかっているんですか、今その持ち込んだ業者の方は。今現在は連絡つかないというけれども、連絡つかないということはどこにいるかもわからないということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

連絡はつかないということですが、行き先も居場所もちょっと家族ではないんですが、その同居していた方に聞いてもわからない状況で、あと、一緒に仕事をされていた方とかにも県のほうで聞き取りをしているんですが、どこにいるかちょっとわからないということで、県のほうからは報告を受けております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、この大野さんというんですか、その地権者。地権者と、この持ち込んだ業者、違法業者ですけれども、その方とはどのような約束で、そこに仮置場として

置かせたんですか。例えば3月の議会では10月まで片づけると言っていましたけれども、その持ち込まれた大野さんとその業者とはどういう契約なんですか。金銭的には幾らぐらいお金をもらっているんですか。そして、今の地権者の大野さんのほうは、どのようなことを言っているんですか、村に対して。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

村としましては、地権者のほうの指導に徹底して行ってまいりまして、地権者の方と話した結果なんです、契約書につきましては、その搬入業者と地権者の間で契約書が交わされたかということで確認した際には、地権者からの聞き取りですが、契約書は交わしたということで、ただ原本を見せてくださいということでお訪ねしたときに、原本はその当事者が持って行ってしまったので、ないということで、自分は復元したような契約書、自分で書いた契約書を手元にあったので、それを見せてもらったんですが、そちらには28年6月1日から29年12月31日まで資材置き場として借りますということで、年間15万円でお借りしますということが書かれておりました。ただ、地権者の方が言うには、一銭も契約金はいただいていないということで聞いております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 契約書は結んであるけれども、本人は持っていない。あと、金額的にもその金額も仮置き場代としてお金をもらっていないというのが事実なんですか、今の話聞くと。結局は契約したり、例えば中間置き場として、そのとき何月何日まで契約して、そして、そのときその期間は幾ら幾らとかって、そういう契約書というのは相手が持っているけれども、こちらは持っていない。その契約書の金額ももらっていないというのが実情なんですか。その辺を詳しく言ってください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

私どもは、地権者からのお話しか聞くことができませんので、地権者が言うにはお金はもらっていない、いつもだまされた、そういった言葉を毎回私たちに訴えてきております。もらったかどうかの確認まではちょっと法的に裁く立場ではございませんので、本人にそこまで言うことはできないので、ただ本人から聞いた中では一銭ももらっていないということで言っておりました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、村長にお聞きします。これ契約書も曖昧な契約書、そしてその

契約書も契約書は結んだけれども、本人は持っていない、相手は持っている。これで契約書が成り立つんですか。あと、例えばその期間中のたしか今16万とかなんかという金額言いましたけれども、そのお金ももらっていない。こうなった場合には、これ、不法投棄に当たらないんですか。契約を結んで契約書どおりもやらない。まして契約金も払っていないということは不法投棄に当たらないんですか、これ、村長。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私もちょっと勉強不足で、その法的な部分にはどうかというような部分は、今ちょっとお答えはできませんが、私もいろいろと仕事をやってきた中で、契約というのは口頭でも契約にはなるということもお聞きしているし、ただ今話を聞く、一方的な地権者の話だけでの契約が成立するかしらないかというのは、ここで私が判断できるものではないものですから、専門的な方にここはお聞きしないと答えができませんので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にも村長に質問しましたけれども、そのときに私が県のほうに行ってきたとき、こういう例はあるんですかということをお尋ねしました。そして、そういう例はもうそれこそ数多くあります。聞いたときには40件も50件もあると言っていました。その場合どうなるんですか、とにかく気長にやるほかないんだと。でも、気長、気長と言いますけれども、この今話を課長から聞いたときには、契約書は結んだんだけれども、その契約書は自分は持っていない、契約金ももらっていないということは、結局これは契約書になっていないでしょう。ということは、それは村のほうでも、これ、即急に対応して、弁護士なりに相談して、本人の聞き取りも調査して、一日も早く解決するのには何らかの方法を考えなくちゃまずいですから、私の考えではこれは契約書も結んでいると言うかもしれないけれども、本人は契約書ももらっていない、まだ契約金ももらっていないということ、これは違法だと思います。結局無効だと思います、この契約書は。そうなった場合には、顧問弁護士さんと相談して、一日も早く解決する方法を考えてください。そうしないと、地域の住民の人は不安だし、また、あそこにずっと置かれた場合には、景観にも損なわれるし、また防災の関係上、危ないので、村のほうももう少し突っ込んだ聞き取り調査をして、一日も解決できる方法を考えてください。答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

やっぱり議員が危惧されるとおり、いろんなことがやっぱり考えられますので、これについては当然、村の顧問弁護士に相談する部分と、産業廃棄物というようなことで、県が所管しているというようなことで、県ともそこをしっかりと詰めながら協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今後こういうことの起きないように徹底した調査をして、そして、一日も早く解決してください。よく顧問弁護士にも相談して、どういう対応の仕方があるんだか、また県のほうともよく相談して、一日も早く撤去できるようによろしく願いいたします。

では、2点目に入ります。

村民の皆様から年々鳥獣による被害が拡大しているとの声が聞かれますが、過去5年間の捕獲数を資料提出の上、今後村の対応、対策を伺いたいということですが、答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今後の鳥獣対策についてであります。まず、被害防止対策として、個人や集団に対する電気柵の設置補助、侵入防止柵のワイヤメッシュの購入補助、また、ふくしま森林再生事業による森林整備が人里への出没を防止する緩衝地帯の整備につながっておりますので、本事業も継続して取り組み、被害の発生や被害拡大の防止を図ってまいります。

次に、個体数の減少を図るための捕獲活動につきましては、鳥獣被害対策実施隊の活動支援、捕獲協力員の増加を図るため、狩猟免許取得費の助成や、わなの貸与も継続して取り組むこととしております。

また、被害防止対策や捕獲など鳥獣被害防止対策を広域的に取り組めるよう近隣市町村や県と協議を進めているところでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、過去5年間の捕獲数は、お手元の資料のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、イノシシに関しては、平成28年度105頭、平成29年は79頭と、これ、26頭のほうが減少しているんですけれども、恐らくこれはあれですか、イノシシが減って少なくなったんですか。それとも、その捕獲隊の人数が少なくて、また28年度よりもその捕獲隊の方々の動員というんですか、そういうふうな捕獲隊の方々の狩猟とか、そういうことが減少して、捕獲数が少なくなった。それとも、イノシシそのものが少なくなった。どのように考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

減少した原因でございますが、正確に分析把握できているわけではございませんが、少なくともイノシシの数が減ったから捕獲数も減ったということではないと思います。ただ、実施隊の数、それから捕獲協力員の数も前年度並みでございますので、わなのかけている数も前年度と変わりなくかけておりますので、イノシシの数自体は減ってはいないが、わなに入った数が減ったということでありまして。何ともその答えにはちょっとないかもしれないかもしれませんが、イノシシの数は減っていない、捕獲する人数も減ってはいないんですが、わなに入ったイノシシの数が減っているという状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 被害は拡大しているということなので、イノシシそのものは頭数は増えていると思うんですよね。ただ、イノシシのほうがり口になって、わなに入らなかったり、あと、どういうところにわながあるんだというのをイノシシそのものが、それだけお利口になったということなんですかね。そうすると、今後はどのような対応、対策を考えているんですか。

村民の方からの声聞くと、今までも被害の場所が増えていると言うんですよね。そして、イノシシも前よりも数多く見られると言うんですよね。ということは、捕獲数が少なくなったからって、今言ったように頭数が減っているわけじゃないんですよね。だから、恐らく今のその捕獲隊の方々が結局は人数が減ったのかなと思ったの。あと、その捕獲隊の方々が月に何回やったのが、それが少なくなったのかなと。あと年齢的にも、あと今もハンターというんですか、猟友会の方々が大幅減っているというのもしきました。年だからもうやらない、山登りもできないんだという方々もいます。

そうすると、村のほうも率先して、この若い方々に銃刀法のほうの許可をもらって、村が挙げてこぞってやらないと、先ほど村長さんも言いましたけれども、天栄村だけでやっても、これだめなんですよね。須賀川ですか、長沼、あと今後は大信のあたりでも、ある程度の提供してやらないと、一時は天栄村が一斉にやるとすれば、長沼のほうに逃げていく。また、大信のほうに逃げていくという、そういう状態になるみたいなんです。だから、このイノシシとかなんかというのは、50キロ、60キロぐらい範囲があるらしいんですよね、その移動範囲。だから、これは本当に農家から見れば、作物をつくるに対して、結局は意欲がなくなるというんですね。結局は一生懸命、トウモロコシとかイチジクとか野菜いろいろ農家の方々、トマトとかそういうのやっていますよね。そうすると、そこを荒らすらしいんですよ。そうすると、せっかく作付してもイノシシにやられると、生産意欲がなくなるということが懸念

していますので、その辺を村のほうも十二分に今後どのように対応して、そして、どのようにやっていくのかということの詳細にお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、そのハンターの確保についてでございますが、議員お話しのとおり、若い人の確保というのも非常に重要だというふうに認識をしているところでございます。それで、村内にハンターに関する募集をしますとか、それから、ハンターになるにはかなり金額的な部分もかかるというようなこともございますので、その辺に対する補助制度の創設ですとか、その辺も考えながら早急な手だてを講じていきたいというふうに考えております。

それから、広域的な取り組みが必要だということでありまして、昨年度、村長から須賀川の市長、鏡石の町長にお話をいただきまして、事務レベルでの協議を進めてまいりました。一番その広域的な取り組みでちょっとネックになるなと思いましたが、1頭当たりの報償金、そこが市町村によってばらつきがありますと、例えば天栄村が2万円で、ほかがそれよりも安かったりするとやっぱりそういった問題も出てきますので、その辺の調整もしながら、その辺何とか足並みがそろえられつつありますので、今後は県のほうとも協議を進めまして、なるべく早い段階で広域的な取り組みが実施できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 例えば銃刀法取るのにも、試験、あと猟銃を買うのにもお金がかかりますよね。そうすると、今現在はどのような補助をあげているんですか。例えば銃刀法取った場合、あと今のわなとか、そういうやった場合の補助金、あと例えば銃刀取った場合には、補償はどのぐらい村の補助金は出ているんだか、現在。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在、村で補助しておりますのは、銃器の部分には全く補助はしておらずに、わなの免許取得に関して助成をしております。助成の内容ですが、免許の申請の手数料、それから事前講習会の受講料、それから健康診断の診断書の手数料、それら全額を補助しております。合計しますと大体1万円程度でございますが、希望者には全額補助をしているところでございます。銃の免許の取得に関しては、現在のところ補助制度はございません。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、金額は幾ら補助金出しているんですかと聞いたの。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1件当たり1万円でございます、平成29年度は新規の取得が2名でございますので、29年度は2万円、前年度28年度は6名に対してですから6万円、27年度が4名の4万円、26年度が9名の9万円というような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 1頭に対して幾ら、1頭に対して幾らって、そういうのを聞いているんじゃないです。例えば天栄村に対して、今のその猟友会とか、今の例えばその捕獲隊の方々にどのぐらいの補助を出しているんですかと聞いたんです。だから、それに対して、いいです。私の言いたいのは、結局は銃刀法取るのにも、免許を取るのにもお金もかかる、猟銃買うのにもお金もかかる、今度それに対して今度は薬きょうも弾も1発170円とか180円とか、かかるわけですね。だから、そういうことも細かく補助を猟友会とかそういう方に示しているのかと思って聞いたんですよ。だから、そういうのは一切やっていないということではよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

猟友会といいますか、鳥獣被害対策実施隊という名称でございますが、そちらの活動費としまして、年額40万円補助をしております。実施隊のほうではこの40万円を使いまして、年に2回、実弾の射撃訓練ですとか、あとは弾の購入などに充てているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さんにお聞きします。

年間40万の補助金でこれだけの天栄村に、これ年間でイノシシ79頭、大体これの5倍から10倍いますよ、イノシシが。そうすると、この40万円でなんて対応できません。ということは、ある程度の猟友会にもう少し勧誘者を増やすような方法を考えないと。ということは、若い方に猟友会に入ってもらって、駆除対策、そういう対策を本部みたいのを設置して、若い方々に鳥獣隊ですか、そういうのをつくってやらないと、村が先頭に立ってやらないと、これ全然増えませんよ。前にも私、質問しましたけれども、その当時はイノシシとか繁殖力が半端じゃないんですよ。ということは、これ先ほども言ったけれども、結局は被害が増えているということは頭数はいるということなんですよ。ただ、これたまたま捕獲数が少なくなっただけで、イノシシが少なくなったわけじゃないんですよ。鹿なんかは増えているんでしょう、3頭から9頭に。これ、大学の先生の話を知ると、結局今は里山がなくなったので、結局はイノシシでも鹿でも境がなくなったみたいですよ、人間の住んでいるところと山

と。だから、自由に今の農家の作物のところに来やすいということなんです。それは前にも言いましたけれども、人間が山に入る回数が少なくなったからということらしいですよ。それにイノシシが今度はどんどん一度、山のものよりも民間のもの、例えばその作物を食べた場合には、こちらのほうがおいしいというのがわかると、今度はそれが学習して、そして結局はどんどん落ちてくるというのが今の状況なんです。

だから、先ほど言ったように天栄村だけではだめですから、これは隣村の市町村とよく話し合っ、大々的な方法をやらないと、あとまた5年後にはこれよりも災害がどんどん増えていくと思いますけれども。前にもこのようなこと言ったことがありますよ。あと5年後には、この10倍ぐらい増えますよ。あと5年後には、また10倍といたら、何頭になるんです、これ。1,000頭ぐらいのイノシシいるようになるんじゃないですか。捕獲数が100頭ですから。今現在は300頭から400頭のイノシシが天栄村管内にということですよ。そういうふうに理解したほうがよろしいですよ。それを捕獲するのにやっぱり村が一致団結して、そして若い方をお願いしないと。これからも若い方々に村のために駆除隊をつくって、そういうふうな駆除対策本部みたいなものをつくって応募して、皆さんに啓発活動してやらないと、どんどん被害が増えて、農家の方々は作物のつくる意欲もなくなるような状況になった場合には困りますので、私も心配して、ここで質問してるんですけども、何か所から言われましたよ。作物つくる意欲がなくなるって。それに対して、村長さんは本当に真剣に考えているんだか、もう少し自分の考えとして、今後どのように対策、対応して、どのようにしてその駆除対策をするのか、村民に納得できるような答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この現状については、私も直接農家の方々から、その被害等々伺っております。その中で、どういう対応策、先ほども申し上げたとおり、電気柵を設置したり、ワイヤメッシュを設置したりというようなことで、被害を減らす部分とその個体数を減らすというようなことで、鳥獣被害対策実施隊に先ほど産業課長から話がありましたように、そこの実施隊のほうには40万という補助金を出しながら、射撃の訓練、あとはその実弾の購入費に充てている部分、あとはイノシシをとった場合、村では1頭2万円という補助金を出しながら、捕獲のその意欲を持てるような取り組みをしながら、そしてまた、近隣の市町村ともこの1村だけで対応してもなかなかこの駆除にはならないというような状況で、さまざまな今、取り組みに向けて進めているところでございます。

実際、私も母が畑の作業をしているものですから、その奥では大分イノシシの被害に遭っています。私も実際ジャガイモをつくったり、ジネンジョをつくったりというようなことで、

完全にイノシシの被害にも遭いました。それも対策として、ワイヤメッシュを全部囲うんじゃなくて、ところどころ囲ってきて、一昨年から自分なりに対応策をしてきました。今年はまだイノシシがそこには来ていないし、その周りにもイノシシが来ていない状況が今続いています。例年ですと、このジャガイモが実る時期、今の時期に掘り起こされているんですが、私の近隣の畑、結構、高齢者がやっているんですけども、そこにはイノシシがまだ今出てきていない状況があります。この周りには電気柵をやった方、あとはそのワイヤメッシュをとところどころにつけたもので、イノシシがわなだと多分認識したんじゃないかと。ただ、これは今後また見ていかないとわかりませんが、さまざまな取り組み、やり方、そういったものの対応をして、被害も最小限に抑えられるように、農家の皆さんが生産意欲を持てるような取り組みをしてまいりたいと考えております。

また、猟をやる方に関しては、これまでも地域おこし協力隊、ここも特化した形で狩猟をやれる方、そういう方を募集しながら、若い方を迎え入れるような、そういう取り組みも今後やっていく予定でおりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そこで、村長さん、例えば結局銃刀法取った方に、また猟銃を買うときには、村のほうで10%なり20%なりの補助出すとか、そういうことも考えてあげたほうがよろしいんじゃないですか。猟銃もいろいろなんです。高いのは200万、300万としますけれども、20万とか30万のやつもあるんですよ、猟銃に、そういう安いもの。それは一度使ったやつとか、あと年齢的になって、もう返還したという人とか、そういうはっきり言えば、おさがりっていうのなら20万、30万でも売っていますから。そういうやつでも十分、結局は鳥獣対策には対応できますので、そういうものに対しても補助金出すような方法も考えてあげたほうがよろしいと思います。

あと、このハクビシンですけれども、このハクビシンは前年度よりも19頭ですか、このハクビシンというの、私もたまに見るんですけども、あれはどういうところに住んでいるんですか、ハクビシン。よく私も夜歩いたときに、自分の後ろのところにハクビシン、一度か二度見たことあるんですよ。キツネだかタヌキだかわからないようなやつですよ。このこのところにこういうふうに入っているやつ。あれはどのような生態なんですか。私はよくハクビシンってわからないんですけども。あれはもともと日本にいた動物なんですか。それとも、外国から来た動物なんですか。繁殖率なんかはどのようなになっているんですか。19頭、28年度から相当増えていますので、天栄村には19頭とったということは、50頭、60頭のハクビシンがいるということで考えてよろしいと思うんですけども、その辺の生態とか、あと、どのようなところに生存しているのか、その辺も教えてもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。ハクビシンにつきまして、私の知っている範囲内でお答えをさせていただきます。

まず、日本古来の品種ではなくて外来種であるということでございます。それから、雑食性であるということ。それから、主にその生息場所は作業所ですとか空き家の天井裏、そういったところが多いというふうなことを聞いております。繁殖力などにつきましては、すみません、ちょっと把握しておりませんので、この程度でご容赦いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私もハクビシンというの初めて、見たことはあるんですけども、初めてハクビシンというの天栄村にもハクビシンがこんなに、結局はこれはわなでとったんですか、これは。ということは、この20倍、30倍のハクビシンが天栄村にも生存しているということですよ。そうすると、今聞いたのが空き家とか、そういう納屋に住んでいるということなんです。そうすると、最近のその捕獲した場所はどの辺なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ちょっと地区名までは、今、手元に資料がないんですが、1地区に固まっているということではなくて、ある程度全村的に捕獲をしている状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、あれですね、人の管理していないお寺さんとか神社とかなんかには入りやすいということですね。そうすると、これ地域の方々にもそういうこと啓発活動を行って、結局各行政区ごとにそういうふうな点検してもらおうとか、そういう方法も考えたほうがよろしいと思いますけれども、あと、今後その鳥獣対策については、村のほうも全面的に協力して、どうしても高齢の方々が多いので、若い方々にその鳥獣対策のほうに入ってもらうように村のほうからも啓発活動に回覧なり出して、そして結局、例えばその今の銃刀法取るのにも、村のほうのある程度の補助金出しますとか、あと今度は銃刀法の場合には、何十万ぐらいの、恐らくそれもこれから調査して、そして銃刀法の場合、どのぐらいでその中古とか買えるのか、どの場合には村のほうでどのぐらいの補助金出しますって、そこまできめ細かくやって、そして若い方々に一日も早く鳥獣対策に賛同してもらって、そして天栄村から一日も早く、恐らく全部撤去なんてこれは不可能だと思いますけれども、せめて農家の方々が生産力の失われないように執行部のほうも努力してもらいたいと思います。本当に村長、真剣になって考えてもらいたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。  
以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

なお、皆様に申し上げます。一般質問が終了したため、明日の本会議は休会とし、午前10時30分から全員協議会を、終了後に各常任委員会を開催いたします。

次の本会議は明後日、8日金曜日、午後1時半開会とします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時30分)

6 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成30年6月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成30年6月8日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 報告第 1号 平成29年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 2 報告第 2号 平成29年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 4 議案第 2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 5号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 6号 平成30年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第 9 陳情審査報告
- 日程第10 閉会中の常任委員会継続審査申出
- 日程第11 発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	会 管 理 計 者	森 廣 志 君
湯 支 所 本 長	星 裕 治 君	天 保 育 所 長	兼 子 弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山 富 美 夫 君

---

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 参 議 事 務 局 長	伊 藤 栄 一	書 記	星 千 尋
書 記	大 須 賀 久 美		

---

### ◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） ご苦労さまです。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。  
これより本会議を開会いたします。

(午後 1時30分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
- 

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、報告第1号 平成29年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

- 参事兼総務課長（清浄精司君） 1ページをお願いいたします。

報告第1号 平成29年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成29年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり平成30年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書により説明申し上げます。

一般会計、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、震災記録作成事業48万6,000円、繰越額同額でございます。一般財源48万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、福島再生加速化交付金事業1億4,000万円、繰越同額でございます。国庫支出金1億500万円、一般財源3,500万円。

2項林業費、ふくしま森林再生事業3億8,442万1,000円、繰越同額でございます。県支出

金 3 億2,399万1,000円、一般財源6,043万円。

8 款土木費、1 項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業7,835万6,000円、繰越同額でございます。国庫支出金4,580万9,000円、一般財源3,254万7,000円。

合計 6 億326万3,000円、繰越額同額でございます。国庫支出金 1 億5,080万9,000円、県支出金 3 億2,399万1,000円、一般財源 1 億2,846万3,000円。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は承認されました。

---

### ◎報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第 2、報告第 2 号 平成29年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてを議題といたします。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 報告第 2 号 平成29年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 1 項の規定により、平成29年度天栄村水道事業会計予算の建設改良費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり平成30年度へ繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 6 日提出、天栄村長、添田勝幸。

平成29年度天栄村水道事業会計予算繰越計算書にてご説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、石綿セメント管更新事業、予算計上額4,470万2,000円、支払義務発生額734万円、翌年度繰越額3,736万2,000円、左の財源内訳、起債3,270万円、損益勘定留保資金466万2,000円。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は承認されました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成30年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第3号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第3号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年5月1日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「2万7,000円」を「3万2,400円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第2条、改正後の天栄村介護保険条例第3条第2項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

村介護保険料の基準となる介護保険法施行令の一部改正により、平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減を行っております。このたび、平成30年度からの軽減率が確定されたことにより、天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めらるるものであります。

改正内容でございますが、説明資料の1ページをお願いいたします。

条例第3条第2項に規定している低所得者の保険料を、政令のとおり55%軽減した年額3万2,400円と改正するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

- 税務課長（黒澤伸一君） 議案第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.55」を「100分の5.97」に改める。

第5条中「2万3,000円」を「2万1,000円」に改める。

第5条の2第1項第1号中「2万円」を「1万9,000円」に改め、同項第2号中「1万円」を「9,500円」に改め、同項第3号中「1万5,000円」を「1万4,250円」に改める。

第6条中「100分の2.55」を「100分の2.54」に改める。

第8条中「100分の1.81」を「100分の1.80」に改める。

第9条の2中「1万円」を「9,000円」に改める。

第23条第1項第1号イ中「1万6,100円」を「1万4,700円」に改め、同号口の（1）中「1万4,000円」を「1万3,300円」に改め、同号口の（2）中「7,000円」を「6,650円」に改め、同号口の（3）中「1万500円」を「9,975円」に改め、同号ホ中「7,000円」を「6,300円」に改め、同項第2号イ中「1万1,500円」を「1万500円」に改め、同号口の（1）中「1万円」を「9,500円」に改め、同号口の（2）中「5,000円」を「4,750円」に改め、同号口の（3）中「7,500円」を「7,125円」に改め、同号ホ中「5,000円」を「4,500円」に改め、同項第3号イ中「4,600円」を「4,200円」に改め、同号口の（1）中「4,000円」を「3,800円」に改め、同号口の（2）中「2,000円」を「1,900円」に改め、同号口の（3）中「3,000円」を「2,850円」に改め、同号ホ中「2,000円」を「1,800円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書を提出に当たり」に改め、

「事実を証明する書類」の下に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2項、改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度分の国民健康保険税から適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年に成立いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、市町村国民健康保険は平成30年度より都道府県を運営主体とし、安定的な運営と効率的な事業展開を行うこととなりました。従来までは、村国保の運営に必要な医療費などを類推し、村において税率を定め賦課徴収を行ってまいりましたが、今年度以降については県が示す事業費納付金を支払うために、村が新たに税率を定めて賦課徴収を行うことと変更になります。これらの税率等の改正に伴い条例の改正を行うものであります。

改正点については、お手元の資料2ページ、新旧対照表をご覧ください。

下の段が現行で、上の段が改正案となっております。変更点には傍線が記してございますので、そちらを中心にご説明いたします。

天栄村国民健康保険税条例第3条から第5条の2までは、医療給付費分の按分率を改正するものです。第3条第1項については、医療給付費分の所得割額の算定に用いる率を100分の7.55から100分の7.97に改正いたします。第5条につきましても、被保険者均等割額を1人につき2万3,000円から2万1,000円に改正し、第5条の2につきましても、世帯別平等割額を1世帯当たり2万円から1万9,000円に、特定世帯につきましても1万円を9,500円に、特定継続世帯につきましても1万5,000円から1万4,250円にそれぞれ改正するものです。

ちなみに、特定世帯とは、もともと国保の世帯で、ほかの世帯員が後期高齢者医療制度へ移行して国保の被保険者でなくなり、1人だけが国保に残った世帯のことで、世帯別平等割額の2分の1を5年間軽減する措置が講じられている世帯であり、また特定継続世帯とは、さきの特定世帯の5年間軽減措置が講じられた世帯が、その後3年間、世帯別平等割額の4分の1を軽減される措置が講じられる世帯であります。

3ページをお開きください。

第6条は、後期高齢者支援金分の按分率を改正するものです。所得割額の算定に用いる率を100分の2.55から100分の2.54に改正するものです。なお、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については据え置きをいたします。

第8条から第9条の2までは、介護納付金分の按分率を改正するものです。第8条については、介護保険金分の所得割額の算定に用いる率を100分の1.81から100分の1.80に改正し、第9条の2については、被保険者均等割額を1人につき1万円から9,000円に改正します。なお、世帯別平等割額については据え置きをいたします。

第23条については、国民健康保険税の減額の額を改正するものです。

第1号につきましては、世帯の総所得が33万円を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割を軽減するもので、基礎となる税額の変更により、それぞれ変更いたします。

第2号につきましては、世帯の総所得が33万円に世帯主以外の被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割を軽減するもので、基礎となる税額の変更により、こちらもそれぞれ変更いたします。

第3号につきましては、世帯の総所得が33万円に被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割を軽減するもので、基礎となる税額の変更により、こちらもそれぞれ変更いたします。

5ページをお開きください。

第24条の2第2項につきましては、特例対象被保険者等に係る申告の際の提出書類等の変更について記載しております。具体的に申し上げますと、会社都合による退職の場合、国税の減免に係る申告書の提出の際、マイナンバーの情報連携により把握できるのであれば、従来必要であった雇用保険受給資格者証明書の提示が不要となるものです。

今回の国民健康保険税の算定に使用する按分率等の改正につきましては、天栄村国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申をいただいたものでございます。これらの改正については、平成30年度分以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

6ページをご覧ください。

今年度の改正内容を一覧にしてございます。①につきましては、先ほど申し上げました税の按分率等について一覧表にいたしましたものです。②番につきましては課税限度額の改正及び③番は軽減判定について、こちらにつきましては、地方税法の改正により4月の臨時議会で専決され、4月1日より適用されております。

説明については以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第3号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第3号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

天栄村簡易水道事業給水条例（昭和53年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）。

大字名、字名、水源名。

湯本。居平、中田、下原、湯田、高寺、西平、上長沼沢、上坂本川、下河内、関場。第一水源（湯本水源）。

原ノ下。第2水源（野仲水源）。

田良尾。滝上、滝下、家ノ上、五輪林山、宮下、宮前、江持田、鱈田、元木原、湯ノ後、野仲、向原、上ノ原、滝ノ上山。第2水源（野仲水源）。

更目木、井良沢、大向、鹿野、持石、中平、居平、坂ノ下、山梨平、餅箱山、坂ノ上。大平水源。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由のご説明を申し上げます。

議案説明資料の7ページをお開き願います。

現行が下段、改正案が上段となります。

天栄村簡易水道事業給水条例につきましては、3月定例会にて条例改正のご議決をいただいたところでございますが、統合しました簡易水道事業における給水区域のほか、水源についてもそれぞれ管理していることから、簡易水道事業の適正な維持管理を図るため、水源施設を明確化し表記することとして改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第4号 工事請負契約の一部変更について。

平成29年12月6日議会の議決を受けた児渡滝田線道路改良工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

平成30年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「5,011万2,000円うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額371万2,000円」を「5,107万6,440円うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額378万3,440円」に改める。

提案理由についてご説明申し上げます。

平成29年12月定例会におきまして議決をいただきました児渡滝田線道路改良工事請負契約の一部を変更するものでございます。

議案説明資料の8ページをお願いいたします。

こちらが工事請負変更仮契約書でございます。12月の議会におきまして議決をいただいた後に工期の変更を行っており、このたび工事請負額を96万4,440円増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

変更請負額調書でございます。変更請負額を算出する調書でございます。

次のページをお願いいたします。

こちら平面図になっております。主な変更につきましては、図面の右側に赤い部分がございますが、こちら取り付け水路でございます。こちら赤いところがございますが、約10メートルほど大型水路を設置することとしておりました。この大型水路を設置することに伴いまして、落差が1メートルほどの高さとなることから、当初ふたの設置を予定はしていなかったわけでございますが、転落防止など危険を回避するという意味合いから、新たにふたの設置をするものでございます。

また、そのほかにつきましても、側溝の数量の増加やのり面整形工など、そういったものの増減によりまして、所要の変更を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、小型動力ポンプ付積載車1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、804万6,000円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額59万6,000円。

4、契約の相手方、住所、福島県郡山市久留米三丁目27。氏名、株式会社ホシノ郡山支店、支店長、六角篤。

議案説明資料の11ページをお開き願います。

11ページが購入仮契約書でございます。平成30年5月21日付で株式会社ホシノ郡山支店と仮契約を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。

入札経過書でございます。平成30年5月21日に入札を実施、その経過書でございます。

次のページをお願いいたします。

13ページが、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

14ページが、今回購入する小型動力ポンプ付積載車の概要でございます。

購入物品、小型動力ポンプ付積載車、1台。シャーシ、トヨタダイナ。小型動力ポンプ、トーハツ株式会社製可搬消防ポンプ。附属品は記載のとおりでございます。

納入場所、天栄村大字高林字日向地内（4分団第6班消防屯所）。

納入期限、平成30年12月21日。

購入金額、税込み804万6,000円。

4分団第6班の小型動力ポンプ付積載車につきましては、購入が平成8年3月25日でありまして、購入後23年目となり経年劣化も著しくなってきたため、今回更新を行うものでございます。

議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第6号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 15ページをお願いいたします。

議案第6号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,728万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,028万8,000円とする。

平成30年6月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

18ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額349万9,000円、関係人口創出モデル事業委託金ということで、今回新規に採択になったものでございます。詳細は歳出のほうでご説明申し上げます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額170万円、災害援護資金貸付金の負担金でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額658万9,000円、大山住宅団地の売払金及び定住促進住宅の売払金でございます。

18款寄附金、1項寄附金、3目総務費寄附金、補正額150万円、関係人口創出モデル事業の寄附金を見込んでおります。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額5,400万円。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額200万円、こちら工事請負費としましてイントラネット光ケーブルの移設工事請負費、国道118号トンネル工事に伴う電柱の移転工事に伴うもので、県の補償を予定しております。

9目地方創生費、補正額474万2,000円、歳入でもご説明申し上げましたが、関係人口創出モデル事業ということで、今回新規採択になりました国からの委託事業でございます。事業の概要といたしましては、まず移住定住事業に対しましてクラウドファンディングにより寄附を募ります。そして、その寄附者や村人会の会員、あるいはサポーター会員等に対して、ふるさと納税事業の報告や村広報、イベントの開催案内、移住定住等の情報発信を行います。また、希望者には村民パスポートの発行を行うほか、講師を招いてのグループワーク及び村内の現地視察等を開催し、都市住民との交流を図り、将来的にいろいろな形で天栄村にかかわっていただく関係人口を創出するモデル事業でございます。

歳出の内訳でございますが、報償費といたしましては、グループワークの講師への謝礼、そして報償品につきましては寄附者への返礼を予定しております。

需用費につきましては、村民パスポートの印刷費でございます。

役務費につきましては、クラウドファンディング、また現地視察募集等の広告料ござい

ます。

委託料につきましては、移住情報アプリケーションの導入業務の委託、また現地視察を行うための業務の委託でございます。そして、同じく委託の中で、クラウドファンディングの電算委託、あと使用料及び賃借料につきましては、クラウドファンディングのシステム使用料等を計上しております。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、補正額170万円、歳入で県の負担金を見込んでおりますが、東日本大震災により建物等に被害を受けた世帯に対する資金の貸し付けで、今回申請が1件あったため予算化したものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額5,856万2,000円、公有財産購入費といたしまして、道の駅季の里天栄の拡張のための用地購入費、土地が5万4,854平米ほどを予定しております。また、それに伴います立木補償料でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額28万4,000円。

以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 歳出の6款です。農林水産業費の季の里天栄の土地購入費の件なんですけれども、ある程度の図面や何かは私ども説明は聞きましたけれども、これはいわゆる駐車場、それからトイレなどをつくったほかに、残った土地は公園とするんだというふうなことなんです、これは何年間をかけて事業をやる計画なのか、答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

事業の計画年度でございますが、まず今年度用地の取得をさせていただいて、31年度、32年度におきまして用地の造成などの工事を予定しております。あわせて、今回買収します森林についての整備も32年度に予定をしております。33年度以降になります、建物の建築を予定しておりますが、これにつきましては補助制度の有利なもの、そういった補助金のことを見据えながら、まだ何年度に建築を開始するという予定は現時点では至っておりませんが、財源の見通しを見ながら建築に着手をしまいたいという予定としております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 先日の説明の中で、事業費が建物とか何かは恐らく含まないんだろうと思うんですが、2億7,000万というふうな数字がたしか出ていたと思うんですが、最終的に建物や何かをもしやるとすれば4億5,000万ぐらいになるというふうな説明であったと思いますが、それは間違いはないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そういった事業費の予定をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと私は疑問に思うんですが、あれほどの土地を購入して、いわゆる季の里の駐車場が足りないというのは誰が見ても明らかですし、これはつくらなくちゃしょうがないというのは、駐車場及びトイレですね、これはやむを得ないと思うんですが、あれだけの土地を購入して、結局、公園としてということなんです、それほどの来場する人を見込めるとも思えませんし、行く行くはその管理費は、どこが管理して、どのぐらいの管理費を、維持費ですね、管理維持費がどのぐらいかかるかというのはある程度計算しているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

整備するその建物ですとか、その内容につきましては、ただいま本当に概要の計画が取りまとまった段階でございまして、そういった今後の維持費については今のところ積算はしておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） その点、村長どうですか、成算は。要するに、これだけの事業をやって、最終的には4億5,000～6,000万かかるというような話だったんですが、次々と、先日も学校の統合とか、いろんな膨大な事業をやらなくちゃいけないというふうな中であって、これだけの事業をやって村は行く行く無理が来ないのか、維持費、維持管理等も含めて、村長は成算ありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

季の里天栄の拡張工事につきましては、議員がおっしゃるように、駐車場の整備、これはもう喫緊の課題だと思っておりますので、ここの整備は早急に進めるというような意味合いで、ちょうど鳳坂トンネルの工事が今年の11月から12月にかけて本格的に掘削されると、その盛り土がどうしても必要になるものですから、このタイミングを逃す機会はないというようなことで、その盛り土に向けても進めてまいりたいというようなことで、今後は、その施設等の建物についてでございますが、これは国・県の補助等、いい補助が今いろいろと模索

している状況の中で、よりいいものがあればそれを利用して建物の建築のほうに進めていきたいというような部分で、あの一帯を整備する、公園としてやっぱりやっていくというような中では、村民の皆様が安心していただける公園が天栄村にはないという声もございますので、一日その中で村民の皆様がご家族で過ごして、帰りには季の里天栄で買い物をして帰れるような、そういう施設をうまくつくってきたいというようなことで、山林に関しては森林再生事業が今補助をいただいてやっているものですから、その中で作業道が今度はその逆に遊歩道になってくるんですね。遊歩道として使っていく。

それと今検討しているのは、村内で花木をやっている方々がいらっしゃいますので、今度、間伐したところに花木を植えながら、あとは、村民の方々に、これからなんですけれども、ボランティアで花の咲くような木を植樹していただいて、整備をしていくというようなことで、なるべくその維持管理費をかけないで進めていく考えでおりますので、その点については、今後、公共の施設等の建築もありますので、総合的な判断をしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の質問に関連して質問をしたいと思うんですが、この買収費、山林、それから畑、水田があると思いますが、それぞれの値段は幾らになっているか。それから、地権者も何名いて、それから田んぼの地権者が何名、畑が何名で、たしか山林と田畑で両方持っているという方もいると思うんですが、それらの内容について詳しく教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、単価でございますが、田んぼが……すみません、単価につきましてはただいま地権者との用地交渉の最中ということで、ちょっと単価につきましては控えさせていただきます、地目ごとの予算額の合計をご説明いたします。水田につきましては約2,900万円、山林が2,200万円、それから原野が200万円等でございます、合計で5,340万円ということでございます。

それから、地権者でございますが、水田と山林を両方お持ちの方もいますので、実人数で申し上げますと19名となります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） あの土地を現在見ますと、今年の水田は栽培しておりません。ですから、村側とはどのくらいの話し合いのもとに、進んだから今年は栽培しないということになったと思うんですが、話としては地権者側とはどのくらいまでの進捗状況になっているんで

しょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

用地を譲っていただくということに関しましては、地権者のご同意をいただいております。金額につきましても一度ご提示を差し上げまして、現在は交渉中でございますが、おおむねご提示した価格でいけるものというふうに思っております。

買収の予定ですが、今年の秋口までにはというようなこととお話をさせていただいておりますので、秋口までということがございましたので、今年の作付は見合わせていただいたというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 農地の状況を見ますと、既に話し合いがかなりのところまで進んだから今年は栽培しないでくれというような話が村側と取り決めになったのかなと思いましたが、まだまだ用地の買収までいかなくて、秋口のころに契約を結ぶような話だと思うのですが、今のあれだと、それで今年は栽培可能ではなかったんですか。いつごろまで、これが10月以前に契約するなら今年栽培しないのはわかりますけれども、10月以降だとすれば、今年栽培して1作でもとって農家の方に所得を上げさせたほうがよかったと思うんですが、その話はどういうふうになっていたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

先ほど秋口と申し上げましたのは、地権者の方には8月の下旬から9月の上旬ぐらいには契約の手續に入らせていただきたいというようなご説明をしております。ですので、その時点で村のほうで取得をさせていただくということですので、今年の作付はご遠慮いただいていたというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 過日、あの場所で地質調査をやっていたと思うんですが、これは何のためにやって、どのような地質調査の結果が出たんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

地質調査の目的でございますが、建物を建設する予定の場所、それからこの開発に伴いまして調整池を設ける必要がございますので、その調整池を設置する場所、その2つの施設の

計画に当たりまして地質調査が必要であるということから実施をしたものでございます。

結果につきましては、あまりいい地質ではなく、水田の場所ですので、かなり軟弱な地質であったという結果でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今後買収が進みまして、いざ造成というような段階になりましたら、この地質調査の結果によっては造成費用等々もかなり金額が張っていく可能性があると思いますので、あくまでも予算だと思いますが、金額はかなり多くなるんじゃないかというような予想が立ちます。

それから、先ほど建物の話が出ましたが、現在、季の里があります。そして今度の買収した土地にも販売する建物を建てるということでございますが、両方の建物があって、こっちは、季の里は道の駅、今度の建てるホールはどういうような、何ていいますか、立ち位置としてどのようになるのですか、その建物は。結局、道の駅との関連としてどういうふうな立ち位置になるのですか、今度の建物は。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

道の駅でございますが、建物一つだけが道の駅ということではございませんので、あの一帯、全体を道の駅季の里天栄というようなことで、位置づけとすれば両方の建物も含めて道の駅というような位置づけになろうかと思えます。それから、メインの施設は新しい施設でございます、そちらのほうで物品の販売ですとか、食堂、トイレ機能も設ける予定ですので、メインはそちらになります。

現在の建物につきましては、農林水産省の補助もまだ残っておりますので、そういった農業関係の用途に転用して活用していくというようなことで、詳細につきましてはこれから細部は詰めてまいります、農業関係の用途で使用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、現在の季の里は補助金で建てた建物であるから現在のままで通用していくと、行く行くは今度新しくなったほうに切りかえて、そっちをメインにして、現在の季の里は別な方向で考えるといえますか、今のよう道の駅の販売形態でやっていくというようなことではなくなるということではよろしいんですね。それは、現在の道の駅は何年度にそういうことが可能になるのですか。そこまでの間だって、建物が2つあって、農産物あるいは村のいろいろな商品を両方とも売って、それほど誘客を分散するような形になると思うんですよね、上と現在の道の駅と。それで、かなりの誘客がないと販売額

が2つある割にはしかも上がらないとか、2つあるから倍に売れるとか、倍の人が来るというんなら一番いいことなんです、その辺ほどのように考えていますか。その点はなかなか大変なような気がするんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず2つの建物の役割でございますが、新たな建物ができましたらば、販売ですとか、食堂、トイレの機能はそちらで行うと。現在の直売所につきましては農業関係の用途で使用していくということで、販売所を分散してということではなくて、販売は新しい建物でというようなことで考えております。

それが何年度かといいますのは、先ほどからお答えを申し上げているとおり、いい補助金等を精査しながらというようなことでございますので、今の時点で何年度に着手というようなことはちょっとお答えはできないというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 過日、これ全協のときに図面をもらって説明を受けたんですが、金額的にもかなり大変な金額になりますので、これから綿密に話し合いをして計画を立てて、そしてやはり後々、何であそこのところを買って、しかも、金ばかり、借金ばかりできて大したお客も来ないどうのこうのというような村民から批判を浴びないように、これから綿密な計画を立てて実行してほしいなと希望するものであります。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今の件なんです、ここに土地購入の金額が上がってきたから、もう地権者との話し合いができて購入する段階なのかなと思ったんですが、今話を聞いていますと、まだ契約というか、契約なされていないということなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まだ契約のほうは済んではおりません。もちろん予算も今回計上させていただきましたので、その後ということでございますが、その契約に至っていない大きな理由が、取得に関して税金がかかります。譲渡所得に対する税金がかかるわけなんです、その税金を、公共事業ですので課税を避けるというようなことから、土地収用事業の事業認定という申請を今

進めておりました、その手続がもうちょっと時間がかかるというようなことで契約には至っていないというのが大きな理由でございます。

その事業計画の認定、それからあわせて開発の許可、それから農地転用の許可等の手続が完了次第、速やかに仮契約を締結していきたいというようなことで考えております。その時期の見通しが、おおむね8月下旬から9月の中旬ぐらいの見通しであるというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、道の駅も公共事業として認められる可能性は税務署であるということですね。

それともう一点お尋ねしたいんですが、この土地の買収価格の設定なんですが、これ土地の鑑定士、これは入っているんですか、いないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

土地の鑑定評価を実施した結果の価格設定をしております。鑑定評価を実施しております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ村で購入するときには、全て土地の鑑定士を入れて評価を出しているということなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

通常、建設課等で道路用地等を買収する際には、村で決めた単価、これも鑑定評価を行っております。それで通常行っております。そのほか、ある程度大規模な事業につきましては、今回のように不動産鑑定をお願いする場合もございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 要するに大規模な事業以外はやらないと、村の査定の価格で買収するということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今申し上げたように、通常全て不動産鑑定を行うということではございません。今回はある程度大きな面積ということで不動産鑑定評価を行いました。全て、そのときの状況にもよります。今回はそういうことで不動産鑑定を行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ村長に伺うんですが、やはり今回まだ買収金額が決まっていないう話ですが、ちょっと最初、課長が話をしたのを、漏らしたのを聞いちゃったもので、ちょっと計算してみたんですが、これはやはり村の財産取得の問題、やはり小規模、大規模、中規模それぞれあるかと思うんですが、やはりきちんとした、購入価格というのはやはり場所によっても違うと思うんですから、きちんと出しておかないと、安かったり高かったり、これでは説明のできない買収価格では困るんじゃないですか。やはりきちんとした不動産鑑定士、土地の鑑定士を入れて、ある程度の地区の評価というのは当然決めておくべきじゃないかと思うんですが、その辺が今までの購入を見るとそのときによって価格が違うということでは困るんじゃないですか、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

土地の価格については、今、議員がおっしゃったように、場所によって当然金額は違うのはありますが、ある程度その土地を購入する場合には、不動産鑑定士はかけてこれまでもやってきておりますので、何がやっぱり根拠になるのかと、それがわからないうちは出せないものですから、その中で進めてきておりますので、不動産鑑定を受けたその近くであればこの金額、どうしてもある程度数がまとまったり、ある程度になれば、これはまたもう一度不動産鑑定を入れたりしてやっておりますので、議員が心配するようなことはないと思います。そういうことがあっては困るものですから、そういうことがないように今も進めておりますので、ここはご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長はそういうことがないということを行いましたけれども、ないことないでしょう。前に土地交渉のときに役場が一番近辺が高いんだということで話をされましたよね。私が売ったときの話を思い出してください。やっぱり、私も折れたわけですが、その経過は村長がよく知っていると思うんです。だから、私個人のことだからということでもないけれども、これは私ばかりじゃないですから、当時は私のほかにも売っている人もいますから、やっぱり私も議員をやっているからしようがなく売ったつもりでいるんだけれども、やっぱり格差が出たんでは困ると思うんですよ。あれからそんなに経っていないのに、だからその辺はやはり今後はある程度の、村長の説明とこの前の説明と大分話が違うようですから、一つ不公平のないような、ある程度の土地の買収については安いほうがいいとは思いますが、やはりその辺は決めておかないと、私も前に言ったとおり、村で宅地を売る値段は決まっているわけですから、それが役場が一番高いん

だから役場が中心だというような話をされましたけれども、そういうこともあるわけですから、やはり土地の価格というのは常に変動はしていると思うんですが、ある程度現実に沿った買収をしないと、ちょっと今回のやつはまだ単価が出てないようですが、ちょっとかけ離れているんじゃないのかなという気がいたしました。ですから、やはりある程度、事業をやるときには、不動産鑑定士といますか、土地の鑑定を常にある程度やっていただいて、それで交渉に臨んでいただきたいなということをお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。3時まで休みます。

(午後 2時47分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時00分)

---

### ◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日において総務常任委員会に付託となっておりました事件2件について、まず平成30年度受理番号3、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、次に平成30年度受理番号4、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について、総務常任委員会委員長からの審査の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。平成30年6月8日。

天栄村議会総務常任委員長、熊田喜八。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見、措置。

平成30年6月6日。国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書。採択。東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成31年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を国に求める。地方自治法第99条に基づく意見書提出。

続いて2つ目を読ませていただきます。

平成30年6月6日。臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。継続審査。臓器移植が国民にとって安全で身近なものとして定着させることの必要性は理解できるものの、本陳情が村民にとって有益か、引き続き審査する必要があるため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、平成30年度受理番号3、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採決とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、平成30年度受理番号4、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について、総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

---

### ◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、閉会中の常任委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申し出を行います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 平成30年6月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項及び委員会運営に必要な調

査研究。

2、理由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。  
以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思  
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに  
決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。

〔総務常任委員会委員長 熊田喜八君登壇〕

○総務常任委員会委員長（熊田喜八君） 平成30年6月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、熊田喜八。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し  
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴活  
動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。  
以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思  
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに  
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長よりの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔産業建設常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成30年6月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、服部晃君。

〔議会広報常任委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（服部 晃君） 平成30年6月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 3時15分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時16分）

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

8番、熊田喜八君。

〔8番 熊田喜八君登壇〕

○8番（熊田喜八君） 発議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年6月8日。

提出者 天栄村議会議員 熊田喜八

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 揚妻一男

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成31年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を国に求めるため。

意見書送付先

文部科学大臣

復興大臣

総務大臣

財務大臣

意見書は別紙のとおりです。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

以上で、今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成30年6月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 8月28日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

署 名 議 員 後 藤 修

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	平成29年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について	6月8日	—
2号	平成29年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	6月8日	—
議案1号	専決処分の報告及び承認について	6月8日	承認
2号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月8日	原案可決
3号	天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	6月8日	原案可決
4号	工事請負契約の一部変更について	6月8日	原案可決
5号	財産の取得に関し議決を求めることについて	6月8日	原案可決
6号	平成30年度天栄村一般会計補正予算について	6月8日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	6月8日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
3	平成30年 5月18日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書	福島市上浜町 10-38 福島県教職員組合 中央執行委員長 角田 政志 支部長 伊藤 弥	総 務 常任委員会
4	平成30年 5月25日	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	兵庫県伊丹市北伊丹 1-75 移植ツーリズムを考 える会 理事 井田 敏美	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
3	平成30年 6月6日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択
4	平成30年 6月6日	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	継続審査